



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

くるまの保険

- 問 1~5 自賠責保険
- 問 6~24 任意の自動車保険
- 問 25~49 交通事故対応等

くるまの保険について



◆くるまの保険には、法律で契約が義務付けられている「自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）」と任意で契約する「自動車保険」があります。

	死 傷	財 物
相手への賠償	●相手を死傷させた ・対人賠償保険 ・自賠責保険	●相手の財物を壊した ・対物賠償保険
自分への補償	●自分や家族、搭乗中の者が死傷した ・人身傷害保険 ・搭乗者傷害保険 ・無保険車傷害保険 ・自損事故保険	●自分の車が壊れた ・車両保険

◆自賠責保険は法律で契約が義務付けられている保険で、自動車の所有者および運転者が他人を死傷させた場合の損害賠償のみ補償され、支払われる保険金には限度額（死亡：3,000万円、後遺障害75～4,000万円、傷害120万円 まで）が設けられています。

◆自動車保険は任意に契約する保険で、以下のタイプの保険を組み合わせた商品です。

相手への賠償

【対人賠償保険】自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険の支払限度額を超える損害が補償されます。

【対物賠償保険】自動車事故により、他人の自動車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害が補償されます。

自分への補償

【人身傷害保険】自動車事故により、契約の車に乗車中の方が死傷した場合に、保険金額の範囲内で、保険約款に定める基準・計算方法に基づいて、過失割合に関わらず損害額が補償されます。補償範囲を、契約時に特定した自動車に乗車中の場合に限定した商品のほか、他の自動車に乗車中や歩行中の場合も補償の対象としている商品があります。

(注) 下記3保険（搭乗者傷害保険、無保険車傷害保険、自損事故保険）の補償内容を人身傷害保険の補償対象に含める商品もあります。

【搭乗者傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。

【無保険車傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死亡または後遺障害を被った場合であって、加害者からの十分な損害賠償が受けられないときに、その損害額が補償されます。

【自損事故保険】電柱に自ら衝突するような単独事故などによって運転者自身が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。

【車両保険】事故によって、契約時に特定した自動車に損害を受けた場合に保険金が支払われます。

共通

くるまの保険

すまいの保険

からだの保険・他

資料

問1 自賠責保険は、 どのような保険ですか。

答え >>> 自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)は、
自動車による人身事故の被害者を救済するた
めに、すべての自動車に契約することが義務
付けられている強制保険です。

◆自賠責保険(自賠責共済)は、自動車損害賠償保障法(自賠法)(注1)に基づ
き、自動車による人身事故の被害者を救済するために、すべての自動車に
契約することが義務付けられている強制保険であり、商品内容・保険料に
ついて保険会社(共済組合)間で差異はありません。また、保険会社(共済
組合)には引受義務があります。

注1 自動車損害賠償保障法(自賠法) 第1条(この法律の目的)、第3条(自動車損害賠償責
任)、第5条(責任保険又は責任共済の締結強制)

第1条 この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損
害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動
車運送の健全な発達に資することを目的とする。

第3条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は
身体を害したときは、これによって損害を賠償する責に任ずる。(以下略)

第5条 自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任保険又は自動車損
害賠償責任共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはな
らない。



◆自賠責保険で保険金が支払われるのは、他人を死傷させるなど人身事故による損害賠償の場合に限られます。また、次のとおり、被害者1名について支払保険金に限度額が設けられています。

損害の内容		被害者1名あたりの限度額	
ケガによる損害		120万円	
後遺障害による損害 (注2)	神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、介護を要する後遺障害	常時介護を要する場合(第1級)	4,000万円
		随時介護を要する場合(第2級)	3,000万円
	上記以外の後遺障害		(第1級)3,000万円 ～(第14級)75万円
死亡による損害		3,000万円	

注2 後遺障害における「等級」の認定
後遺障害による損害では、障害の程度により第1級～第14級の等級が認定されます。支払保険金の限度額は等級別に定められています。

◆自賠責保険では、自動車による人身事故の被害者を救済することを目的としているため、保険金が支払われない場合を極めて限定しており、具体的には次のような場合には保険金が支払われません。

1. 契約者または被保険者の悪意(故意が明白であること)による場合
2. 重複契約(注3)の場合
3. 加害者(運行供用者(注4)および運転者)に責任がない場合
4. 電柱に自ら衝突するようないわゆる自損事故で死傷した場合
5. 自動車の運行(注5)による死傷ではない場合
6. 被害者が他人(注6)ではない場合

「被害者の請求権」に関する関連項目の索引

- ▶ 共通 51ページ
- ▶ 共通 52ページ
- ▶ くるまの保険 78ページ
- ▶ くるまの保険 91ページ
- ▶ くるまの保険 143ページ
- ▶ からだの保険・他 278ページ

◆なお、上記「1.」の場合には自賠責保険からの保険金は支払われませんが、被害者から加害者が契約している保険会社に対して損害賠償額を直接請求することができます(これを「被害者請求」といいます。この直接請求権は自賠法によって保障された権利ですので、悪意の場合に限らず、自動車の運行による損害賠償責任が発生していれば、被害者はこの権利を行使することができます(「被害者救済制度としての自賠法」78ページ参照)。また、保険会社は支払った金額について政府に対して補償を求めることができます。

注3 重複契約の場合の保険金支払い

自賠責保険では、自動車保険とは異なり、重複期間中に発生した事故に対しては、契約日の最も早い契約から保険金が支払われ、その契約以外からは保険金が支払われません。

注4 運行供用者

自賠法第3条の「自己のために自動車を運行の用に供する者」を「運行供用者」といい、自賠法では、自動車の所有者や自動車を使用する正当な権利を有する者だけではなく、例えば泥棒運転した者も「運行供用者」に含まれる場合があると解釈されています。

注5 自動車の運行

自賠法における「運行」(*)とは、自動車の走行中だけではなく、駐停車中も含まれるとともに、自動車に構造上設備されているすべての装置を本来の目的に従って使用する場合、例えばクレーン車のクレーン操作中なども、「運行」と解釈されています。

※ 自賠法 第2条第2項(定義)

この法律で「運行」とは、人又は物を運送するとしなにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいう。

注6 他人の範囲

自賠法における「他人」とは、運行供用者および運転者以外の者を指します。運行供用者および運転者以外であれば、配偶者や子などの家族も「他人」になります。

◆自賠責保険の保険料は、適用地域別(本土、本土離島、沖縄本島、沖縄離島の別)、車種別、保険期間別に定められています。

(本土、2021年4月1日以降の契約、単位:円)

		12ヶ月 契約	13ヶ月 契約	24ヶ月 契約	25ヶ月 契約	36ヶ月 契約	37ヶ月 契約	48ヶ月 契約	60ヶ月 契約
自家用乗用自動車		15,520	16,380	25,830	26,680	27,180	27,770	—	—
自家用 普通貨物 自動車	最大積載量 2トン超	28,720	30,660	51,990	53,890	—	—	—	—
	最大積載量 2トン以下	23,970	25,520	42,580	44,100	—	—	—	—
自家用小型貨物自動車		17,350	18,360	29,470	30,460	—	—	—	—
小型二輪自動車		8,290	8,560	11,520	11,780	11,230	11,390	—	—
軽自動車	検査対象車	15,130	15,960	25,070	25,880	26,760	27,330	—	—
	検査対象外車	8,650	—	12,220	—	11,960	—	14,110	16,220
原動機付自転車		7,500	—	9,950	—	10,590	—	12,300	13,980

被害者救済制度としての自賠法

- 自賠責保険は自賠法に基づいて創設された保険ですが、自賠法に規定されている内容の中で、特に重要な特徴は次の2点であるといわれています。
 - ①自動車による人身事故の賠償責任を適正にする措置として、自動車側の賠償責任をほぼ無過失責任に近い形にしていること。
 - ②自動車側の賠償能力を常時確保する措置として、自賠責保険の契約締結を強制化していること(あわせて、ひき逃げ事故のように加害者が不明な場合などは、政府が被害者の損害を補償(政府保障事業)すること(「問39」149ページ参照)。
- 上記の措置を導入することとした背景・理由などは、以下のとおりです。
 - ①自賠法が制定された1955年当時は、自動車の保有台数が急増し、交通事故が激増したことに伴い、事故の加害者に十分な賠償能力がないなどのため、相応の損害賠償が得られず泣き寝入りを余儀なくされる被害者が続出していた時代であった。特に、自動車の人身事故の損害賠償請求は、他の賠償事案と同様に民法第709条に規定する「不法行為責任」に基づいて行わなければならない、加害者の故意・過失を被害者側が立証する責任があったことが、被害者救済にとって大きな支障になっていた(法律的知識に乏しい被害者が立証するのは容易ではなかった)。こうした民法の規定に基づく被害者救済には限界があることから、立証責任を自動車側に転嫁する法的整備(無過失責任に近づけた法規制)が必要になっていた。
 - ②立証責任の転嫁は被害者の損害賠償請求を容易にさせるものの、請求される加害者側が十分な賠償能力を保持していなければ、被害者救済の目的は実効性のあるものにはならない。そこで、加害者側である自動車の保有者に対し強制化する保険(自賠責保険)を設け、この保険を契約していない自動車については運行を禁止することで、目的の達成を図ることとした。また、保険を強制化したとしても、契約を締結した自動車が特定できないひき逃げ事故の場合などでは、自賠責保険からの保険金支払いができなくなることから、政府が代わりに保険金に相当する金額を保障金として支払うことにより、自賠責保険と同様の救済を与えることとした。
- また、被害者救済をより実効性のあるものにするには、事故が発生したときに迅速に保険金を支払う体制を整備しておく必要があり、そのために保険金の支払額をある程度限定したうえで被害者への便宜を図る措置も講じられています。具体的には、前記の「被害者1名あたりの限度額」(ケガのときは120万円、死亡のときは3,000万円を限度など)を設定して、この中で事故にあった被害者が当面の生活費や治療費の支払いに苦しまないように、被害者は、加害者との示談が成立していない状況(つまり、示談交渉中)であっても、自賠責保険の保険会社に損害賠償額や仮渡金(「問36」145ページ参照)を直接請求すること(前記の「被害者請求」)が可能になっています(注7)。

注7 保険会社に対する被害者の直接請求の取扱いは、自動車保険(対人賠償保険)にもあります。ただし、自賠責保険の取扱いとは異なる部分がありますので、注意が必要です(「対人賠償保険と自賠責保険の被害者請求の違い」91ページ参照)。

●参考文献:「自賠責保険のすべて(13訂版)」(保険毎日新聞社)2~10ページ

「被害者の請求権」に関する関連項目の索引

▶共通	51ページ
▶共通	52ページ
▶くるまの保険	76ページ
▶くるまの保険	91ページ
▶くるまの保険	143ページ
▶からだの保険・他	278ページ

問2 原付バイクにも自賠責保険を契約しなければなりませんか。

答え >>>

自賠責保険はすべての自動車に契約することが義務付けられている強制保険ですので、原付バイク(原動機付自転車)も自賠責保険を契約しなければなりません。

◆自賠責保険は、自動車損害賠償保障法(自賠法)に基づき、自動車(注1)による人身事故の被害者を救済するために、すべての自動車(注2)に契約することが義務付けられている強制保険です。

注1 自動車損害賠償保障法 第2条(定義)

この法律で「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項(※)に規定する自動車(農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を除く。)及び同条第3項(※)に規定する原動機付自転車をいう。

※ 道路運送車両法 第2条(定義)第2項、第3項

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

注2 自賠責保険における適用除外車

自賠責保険は強制保険ですが、次の自動車は適用除外とされています(自賠法第10条、自賠法施行令第1条の2)。

1. 自衛隊の任務の遂行に必要な自動車
2. 日本国内にあるアメリカ合衆国軍隊の任務の遂行に必要な自動車
3. 日本国内にある国際連合軍隊の任務の遂行に必要な自動車
4. 道路以外の場所においてのみ運行の用に供する自動車(構内専用車)

上記のほか、農耕作業の用に供する目的として製作された小型特殊自動車(農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等)についても自賠責保険の適用除外車となっています。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

◆自賠責保険では、契約の締結が義務付けられているだけでなく、自動車に自賠責保険証明書を備え付けなければいけない備付義務(注3)もあります。

注3 自動車損害賠償保障法 第8条(自動車損害賠償責任保険証明書の備付)
自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。

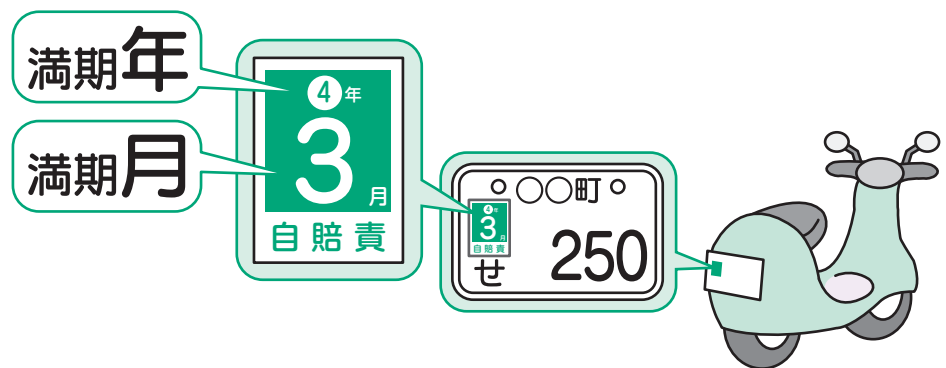
◆自賠責保険の契約をせずに運転したり、自賠責保険証明書を備え付けずに運転したりすると、次のとおり法律により罰則が科されます。

締結義務違反	自賠法(第86条の3)	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金
	道路交通法 (第103条・第108条の33)	違反点数6点 →直ちに免許停止等の処分
備付義務違反	自賠法(第88条)	30万円以下の罰金

◆自賠責保険の契約忘れを防止するために、自動車検査制度(車検制度)の対象車種については、自賠責保険の保険期間が車検期間を満たしていないと、車検が受けられない仕組みになっています。また、保険会社に対しては契約引受義務が課されており、この中で車検制度にリンクした保険期間の設定が適切に行われるようになっています(「問4」84ページ参照)。

◆これに対し、車検制度のない原動機付自転車や検査対象外軽自動車(軽二輪自動車など)(注4)については、自賠責保険証明書とともに保険標章(ステッカー)を交付しており、これによって契約忘れの防止が図られています。保険標章(ステッカー)には、保険の満期年月が表示されており、ナンバープレートに貼付することが義務付けられています。車検制度のない原動機付自転車や検査対象外軽自動車でも、保険の満期年月が分かるので、自賠責保険を契約しているか、契約期限切れになっていないかを、ひと目で確認することができます。

保険標章(ステッカー)の上部にある小さな数字は満期の年を示しており、下部にある大きな数字は満期の月を示しています。



注4 原動機付自転車と検査対象外軽自動車の取扱い

軽自動車については、車検制度の対象となる自動車(検査対象車)と対象とならない自動車(検査対象外車)があります。

「検査対象外車」は、総排気量が125ccを超え250cc以下である自動車(50ccを超え250cc以下であって側車付二輪車を含む。)が該当します。

総排気量が250ccを超える二輪の自動車は「小型二輪自動車」となり、車検制度の対象車種になります。250ccを超える三輪以上の自動車も車検制度の対象車種になりますが、660cc以下までの三輪以上の自動車は軽自動車として取扱われており、「検査対象車」に該当することとなります(660ccを超えるような三輪以上の自動車になると、「小型貨物自動車」や「乗用自動車」などの車種になっていきます。)

これに対し、総排気量が125cc以下の二輪の車は、自動車ではなく自転車として取扱われており、自動車を対象とした車検制度の対象外になります。このような車が「原動機付自転車」ということとなります。

- ◆原動機付自転車や検査対象外軽自動車のための自賠償保険は、保険会社や代理店のほか、一部のコンビニエンスストアや郵便局、インターネットでも契約することができます。
- ◆なお、電動キックボードも自賠償保険の契約が必要です。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

問3 自賠責保険では、 どのような損害が 補償されるのですか。

答え >>>

相手にケガをさせてしまった場合には、治療関係費、休業損害、慰謝料などが、相手に後遺障害を負わせた場合や相手が亡くなってしまった場合には、逸失利益、慰謝料などが支払われます。

◆自賠責保険で保険金が支払われる損害は、次のとおりです。

支払われる損害		内容	
ケガ	治療関係費	治療費	診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、柔道整備などの費用
		看護料	入院中の看護料(原則として12歳以下の子供に近親者などが付き添った場合) 自宅看護料または通院看護料(医師が看護の必要性を認めた場合または12歳以下の子供の通院などに近親者などが付き添った場合)
		諸雑費	入院中の諸雑費
		通院交通費	通院に要した交通費
		義肢等の費用	義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖などの費用
		診断書等の費用	診断書、診療報酬明細書などの発行手数料
	文書料	交通事故証明書、印鑑登録証明書、住民票などの発行手数料	
後遺障害	休業損害	事故による傷害のために発生した収入の減少(有給休暇を使用した場合、家事従事者の場合を含む。)	
	慰謝料	精神的・肉体的な苦痛に対する補償	
	逸失利益	障害が残らなければ得られたはずの収入	
死亡	慰謝料	被害者本人の慰謝料	
	葬儀費	通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用(墓地、香典返しなどは除く。)	
	逸失利益	本人が生きていたら得られたはずの収入から本人の生活費を控除したもの	
	慰謝料	遺族の慰謝料(遺族慰謝料請求権者である被害者の父母、配偶者および子の人数により金額が異なる。)	

- ◆自賠責保険で支払われる保険金については、「被害者1名あたりの限度額」が設けられており、例えば、ケガによる損害の場合は120万円、死亡による損害の場合は3,000万円を限度に、保険金が支払われます（「問1」75ページ参照）。
- ◆また、2台以上の自動車による事故では加害者が複数いる場合があります（これを「共同不法行為」といいます。）。このような場合について、被害者はそれぞれの加害者が契約している保険会社に直接請求することができます。ただし、総損害額が上記支払保険金の限度額内であれば、いずれか1社に請求すればよいことになっています。
なお、この場合の支払保険金の限度額は、通常、加害者の車両台数分に応じて増加します（例えば、2台の自動車による事故でケガをした場合、支払保険金限度額は120万円の2倍で240万円となります。）。
- ◆支払保険金の限度額を超えて、被害者が損害を被った場合には、自賠責保険では補償されません。また、他人の自動車や建物などの財物に対して損害を与えてしまった場合や事故により契約者自身が死傷した場合などは、自賠責保険では補償されません。これらの損害は任意の自動車保険で補償されることとなりますので、任意の自動車保険にも契約しておくことが大切です。

自賠責保険



対人のみ補償



財物に対しては補償されない



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料



問4

自賠責保険の契約を
解除(解約)する場合に、
注意することはありますか。

答え >>>

自賠責保険は強制保険であるため、契約を解除(解約)できる場合が、自動車を廃車した場合や重複契約の場合などに制限されています。

◆自賠責保険は、強制保険であるため、次の場合を除き、解除(解約)できません(自賠法第20条の2、自賠法施行規則第5条の2)。

1. 自賠法第10条に規定する適用除外車になった場合(注1)
2. 保険法第28条第1項規定による場合(告知義務違反)
3. 重複契約であった場合(注2)
4. 登録自動車について、抹消登録(永久抹消登録、輸出抹消仮登録、一時抹消登録)を受けた場合
5. 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸支局長等または軽自動車検査協会に提出した場合
6. 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止した場合
7. 登録証書の交付を受けた自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合
8. 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合
9. 臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合
10. 回送運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長又は運輸支局長等に返納した場合
11. 臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長又は運輸支局長に返還した場合

注1 自賠責保険における適用除外車

自賠責保険は強制保険ですが、次の自動車は適用除外とされています(自賠法第10条、自賠法施行令第1条の2)。

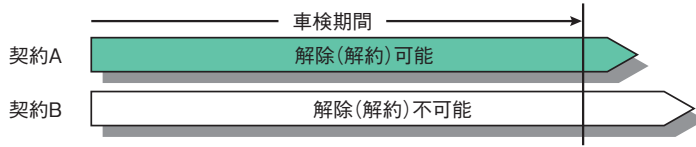
1. 自衛隊の任務の遂行に必要な自動車
2. 日本国内にあるアメリカ合衆国軍隊の任務の遂行に必要な自動車
3. 日本国内にある国際連合軍隊の任務の遂行に必要な自動車
4. 道路以外の場所においてのみ運行の用に供する自動車(構内専用車)

上記のほか、農耕作業の用に供する目的として製作された小型特殊自動車(農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等)についても自賠責保険の適用除外車となっています。

注2 重複契約の場合の解除（解約）

重複契約の場合には、保険期間の終期が遅い契約を残して契約を解除（解約）できます。また、終期が同じ場合には、解除（解約）する契約は選択できます。

〈例〉保険期間の終期が異なる場合 → 契約Aは解除（解約）可能



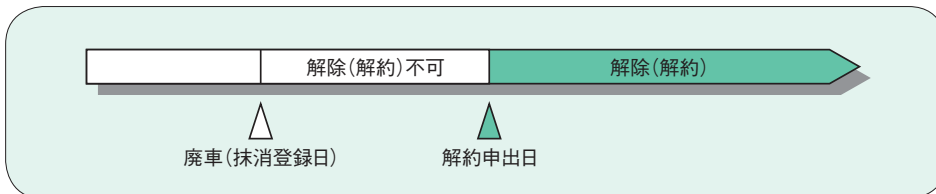
◆自賠責保険の解除（解約）の手続きは、代理店では行えません。解除（解約）を希望する場合には、保険会社の窓口にお問い合わせください。

◆自賠責保険を解除（解約）するときに必要な書類は以下のとおりです。

1. 解約承認請求書
2. 自賠責保険証明書
3. 契約者本人であることを確認するための書類（運転免許証、健康保険証、社員証、印鑑証明書、住民基本台帳カード、パスポート、その他公的証明書等）
4. 解約要件の確認書類

〈例〉重複契約の場合：他の自賠責保険証明書またはその写し
 自動車を廃車した場合（登録自動車）：登録事項等証明書など

◆解約日は、契約者が保険会社の窓口に必要な書類を提出し、解除（解約）の申し出を行った日となります。抹消登録等を行った日ではないので、注意が必要です。



◆なお、自賠責保険においては、解除（解約）が制限される一方で、保険会社には契約引受義務が課されています。保険会社は、次の場合を除き、契約を拒絶することはできません。

1. 適用除外自動車である場合（保険会社が契約を引受けることは差し支えありません。）
2. 告知義務違反が明らかな場合
3. 保険料の支払いがない場合
4. 保険期間の末日が申込日から起算して、次の期間を超える契約である場合

3年車検の自動車	37か月
2年車検の自動車	25か月
1年車検の自動車	13か月
小型特殊自動車 検査対象外軽自動車 原動機付自転車	保険期間の別により 13か月、25か月、37か月、49か月、61か月
商品自動車	60か月



問5

自賠責保険証明書を紛失してしまいましたが、どうすればよいでしょうか。

答え >>>

自賠責保険証明書の再発行の手続きをする必要がありますので、契約している保険会社にお問い合わせください。

- ◆自賠責保険証明書は、自賠責保険を契約していることを証明する重要な書類です。自賠責保険の契約が義務付けられている自動車は、この自賠責保険証明書を利用する自動車に備え付けていなければ運行してはいけなるとされています（「問2」79ページ参照）。
- ◆自賠責保険証明書の再交付の手続きは、代理店では行えません。再交付を希望する場合には、契約している保険会社の窓口にお問い合わせください。
- ◆自賠責保険証明書を再交付するときに必要な書類は以下のとおりです。
 1. 自賠責保険証明書再交付申請書
 2. 契約者本人であることを確認するための書類（運転免許証、健康保険証、社員証、印鑑証明書、住民基本台帳カード、パスポート、その他公的証明書など）



問6 任意の自動車保険は、どのような保険ですか。

答え >>> 自動車事故による様々な損害を補償する保険であり、①他人の身体や財物に与えた損害を補償する保険(賠償損害)、②運転者や同乗者が被った身体の傷害を補償する保険(傷害)、③自分の自動車が被った損害を補償する保険(物損害)などを組み合わせて契約する保険です。

- ◆自動車保険には、法律で契約することが義務付けられている自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)(「問1」75ページ参照)がありますが、これとは区別する意味で、契約者が任意に契約する保険を「任意の自動車保険」と呼んでいます。
- ◆各保険会社では、様々なタイプの任意の自動車保険を開発し販売しています。例えば、自家用自動車を対象とする自動車保険では、「対人賠償保険」「対物賠償保険」「人身傷害保険」「搭乗者傷害保険」「無保険車傷害保険」「自損事故保険」「車両保険」のうち、いくつかの保険を組み合わせて販売しています。
- ◆最近では、「搭乗者傷害保険」「無保険車傷害保険」「自損事故保険」の補償内容を、「人身傷害保険」に含めて販売している会社もあります。
- ◆自動車事故による損害の種類と自動車の保険は、次のような関係になっています。

損害の種類		事 例	対応する保険
賠償損害	他人の損害	・歩行者をはねてケガをさせた。 ・他の車に衝突して運転者・同乗者を死亡させた。	(自賠責保険) 対人賠償保険
	他人の財物	・他の車に衝突してその車を壊した。 ・他人の家の門にぶつかりその門を壊した。	対物賠償保険
傷害	運転者・同乗者	・川に転落して自分(運転者)がケガをした。 ・電柱に衝突して同乗者が死亡した。	人身傷害保険 搭乗者傷害保険 自損事故保険
		・他人の車との衝突でケガを負ったが、相手方には対人賠償保険がついていなかった。	人身傷害保険 無保険車傷害保険
物損害	自分の車	・崖から転落して車が大破した。 ・吹き飛ばされてきた看板が自動車に当たり大破した。 ・自動車を盗まれた。	車両保険

◆自賠責保険の補償には、死亡による損害の場合で3,000万円などのように一定の限度があります。近年、人身事故による損害賠償額は高額になる場合が多くなってきており、自賠責保険だけでは十分とはいえません。万が一のために、任意の自動車保険で十分な賠償資力を備えておくことが大切です。

◆もしも自賠責保険を契約していない状態で人身事故を起こしてしまった場合には、自賠責保険を契約していたならば支払われるであろう保険金の金額を差し引いて、任意の自動車保険の対人賠償保険から支払われることとなります。

〈例〉

人身事故による損害賠償額	4,500万円
自賠責保険を契約していれば支払われると推定される金額	3,000万円
対人賠償保険限度額	無制限
対人賠償保険から支払われる金額	1,500万円

◆また、自賠責保険は、自動車による人身事故の被害者を救済することを目的としているため、自分自身の傷害、物損事故に関する賠償責任、自分の自動車の損害などは自賠責保険では補償されません。このような自動車事故に伴う多様な損害に備えるためにも、任意の自動車保険の契約が必要になります。

〈人身事故の高額判決例〉

認定総損害額	裁判所	判決年	事故年	被害者性年齢	被害者職業	被害態様
52,853万円	横浜地裁	2011年	2009年	男41歳	眼科開業医	死亡
45,381万円	札幌地裁	2016年	2009年	男30歳	公務員	後遺障害
45,375万円	横浜地裁	2017年	2012年	男50歳	コンサルタント	後遺障害
43,961万円	鹿児島地裁	2016年	2010年	女58歳	専門学校教諭	後遺障害
39,725万円	横浜地裁	2011年	2003年	男21歳	大学生	後遺障害
39,510万円	名古屋地裁	2011年	2007年	男20歳	大学生	後遺障害

〈物損事故の高額判決例〉

認定総損害額	裁判所	判決年	事故年	被害物件
26,135万円	神戸地裁	1994年	1985年	積荷(呉服・洋服・毛皮)
13,450万円	東京地裁	1996年	1991年	店舗(パチンコ店)
12,036万円	福岡地裁	1980年	1975年	電車・線路・家屋
11,798万円	大阪地裁	2011年	2007年	トレーラー
11,347万円	千葉地裁	1998年	1992年	電車

●出典：「2020年度(2019年度統計)自動車保険の概況(損害保険料率算出機構)」
151ページ、152ページ

問7 対人賠償保険は、 どのような保険ですか。

答え >>>

自動車事故によって他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険で支払われる限度額を超える損害賠償額に対して保険金が支払われる保険であり、自賠責保険を補完する保険といえます。

◆対人賠償保険における被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

1. 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
2. 契約時に特定した自動車（以下「被保険自動車」といいます。）を使用・管理中の次のいずれかに該当する者
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ・記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子
3. 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用・管理中の者（注1）
4. 記名被保険者の使用者

注1 許諾被保険者

自動車の使用実態にあわせて、記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理している者も被保険者として取扱っています。このような被保険者を「許諾被保険者」といいます。この承諾は記名被保険者から直接受ける必要がありますが、被保険自動車を第三者が使用することを知りながら、記名被保険者が反対を明示しなかった場合も、直接の承諾があったものとみなされます。

◆保険金は、損害賠償額が自賠責保険で支払われる限度額を超える場合に、その超過部分につき保険金額を限度に支払われます。また、1回の事故で被害者が複数となった場合には、1名につき、それぞれ保険金額を限度として保険金が支払われます。

なお、上記保険金のほか、被害者が死亡したり、一定日数以上入院した場合には、被害者への香典や見舞金、見舞いや葬儀参列の際に要する交通費などの出費に対応するための臨時費用保険金が支払われる商品もあります。

◆対人賠償保険で、保険金が支払われない主な場合は、次のとおりです。

1. 契約者、記名被保険者などの故意によって事故が起きた場合の損害
2. 戦争、内乱、暴動などの異常な事態によって生じた損害



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

3. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 4. 台風、洪水、高潮によって生じた損害
 5. 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
 6. 次の者が被害者になった場合
 - ・ 記名被保険者
 - ・ 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ・ 被保険者の父母、配偶者または子
 - ・ 被保険者の業務に従事中の使用人
 - ・ 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人
- ※ 対人賠償保険では、被害者救済の観点から、無免許運転、酒気帯び運転などによる事故であっても、保険金が支払われます。

◆ 保険金の請求権は、被保険者と損害賠償請求権者との間での判決、裁判上の和解・調停、または示談により、法律上の損害賠償責任の額が確定した時の翌日から起算して、3年を経過した場合に消滅します。

◆ 自賠責保険と対人賠償保険には以下のような違いがあります。

	自賠責保険	対人賠償保険
保険金を支払う場合	「自動車の運行」によって生じた人身事故により負担する法律上の損害賠償責任	「自動車の所有・使用・管理」に起因して生じた人身事故により負担する法律上の損害賠償責任(自賠責保険より広い)
補償範囲	運行供用者・運転者以外の者であれば被保険者の父母・配偶者・子の親族間事故も補償	左記事故は補償しない
保険金を支払わない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者・被保険者の悪意(故意が明白であること)により事故を招いた場合および重複契約の場合 ・ 加害者(運行供用者・運転者)に責任がない場合 ・ 電柱に自ら衝突したようないわゆる自損事故で死傷した場合 ・ 自動車の運行による死傷でない場合 ・ 被害者が「他人」でない場合 	被保険者の故意のほか、戦争・暴動・地震・噴火・台風・洪水・高波・津波・原子力などの危険(リスク)によって生じた損害も免責
被保険者の範囲	被保険自動車の保有者・運転者(対人賠償保険より広い)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 記名被保険者 2. 被保険自動車を使用・管理中の次の者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 記名被保険者の配偶者 ・ 記名被保険者およびその配偶者の同居の親族 ・ 別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子 3. 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用管理中の者(許諾被保険者) 4. 記名被保険者の使用者
過失の扱い	被害者に重大な過失(7割以上)があったときのみ、過失の程度に応じて傷害については20%、死亡・後遺障害については20%・30%・50%の減額を行う(「問35」144ページ参照)	民法の一般原則(民法第722条第2項(注2))による過失相殺を行う

注2 民法 第722条 (損害賠償の方法及び過失相殺)

- 1 (略)
- 2 被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

(対人賠償保険における被害者の直接請求について)

◆対人事故の被害者は、以下の要件を満たす場合には、加害者が契約している保険会社に対して損害賠償額を直接請求することができます。

1. 対人事故により、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していること。
2. 保険会社が被保険者に対して支払責任を負うこと。

※被保険者の同意は、損害賠償請求権者の直接請求権発生の要件ではないので、被保険者が同意しないときであっても、被害者の直接請求権は発生し、保険会社は被害者に損害賠償額を支払うことができる。

◆保険会社は、被害者から直接請求を受けたとき、以下のいずれかに該当する場合に損害賠償額を支払います。

1. 被保険者と損害賠償請求権者との間の判決、裁判上の和解・調停、または示談により、法律上の損害賠償責任の額が確定した場合
2. 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承認した場合
3. 損害賠償額が保険証券記載の保険金額を超えることが明らかとなった場合
4. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明であった場合、あるいは被保険者が死亡しかつその法定相続人がいない場合

◆損害賠償額の請求権は、以下のいずれかに該当する場合に消滅します。

1. 法律上の損害賠償責任の額が確定した時の翌日から起算して3年を経過した場合
2. 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

対人賠償保険と自賠責保険の被害者請求の違い

- 対人賠償保険の保険金は被保険者(加害者)が請求することができますが、被害者にも一定の条件のもとで損害賠償額を請求することを認めています。これは、対人賠償保険に備え付けられた示談交渉サービス(「問10」95ページ参照)とともに、被害者救済をより充実させるために設けられたものですが、自賠責保険の「被害者請求」とは異なる部分があります。
- 対人賠償保険の場合は、契約者(および被保険者)と保険会社の契約内容を定めた約款で、保険契約上の第三者である被害者の直接請求権を認めているものであり、被害者が損害賠償額を直接請求するには、あくまで被保険者の保険金請求権が成立していることが前提条件となります。
- これに対し、自賠責保険の場合は、自賠法第16条によって保障された権利(直接請求権)なので、例えば示談交渉などで加害者と被害者が保険金の支払額を争っていて確定していない状況であっても、自動車の運行による損害賠償責任が発生していれば、被害者はこの権利を行使することが可能になります。
- なお、対人賠償保険、自賠責保険は、双方とも被害者の先取(さきどり)特権(例えば加害者が破産するおそれがあるときに、被害者が、保険会社に対する加害者の保険金請求権について、他の債権者よりも優先して弁済を受けられる権利)が、保険法に基づき約款に規定されています(「問94」278ページ参照)。

「被害者の請求権」に関する関連項目の索引

▶ 共通	51ページ
▶ 共通	52ページ
▶ くるまの保険	76ページ
▶ くるまの保険	78ページ
▶ くるまの保険	143ページ
▶ からだの保険・他	278ページ



問8 対物賠償保険は、 どのような保険ですか。

答え >>>

自動車事故によって他人の財物に与えた損害に対して、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる保険です。

- ◆対物賠償保険における被保険者は、対人賠償保険と同じで、次のいずれかに該当する者をいいます。
 1. 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
 2. 契約時に特定した自動車（以下「被保険自動車」といいます。）を使用・管理中の次のいずれかに該当する者
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ・記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子
 3. 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用・管理中の者（「許諾被保険者」といいます。）
 4. 記名被保険者の使用者
- ◆被保険自動車の所有・使用・管理に起因して他人の財物（自動車、自転車、ガードレール、街灯など）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
- ◆保険金は、他人の財物に損害を与えたことにより負担する賠償金について、1回の事故につき、保険金額を限度に支払われます。
- ◆対物賠償保険で、保険金が支払われない主な場合は、次のとおりです。
 1. 契約者、記名被保険者などの故意によって事故が起きた場合の損害
 2. 戦争、内乱、暴動などの異常な事態によって生じた損害
 3. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 4. 台風、洪水、高潮によって生じた損害
 5. 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害



6. 次の者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に被保険者が被った損害

- ・記名被保険者
- ・被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ・被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

※ 対物賠償保険では、対人賠償保険と同様、被害者救済の観点から、無免許運転、酒酔い運転などによる事故であっても、保険金が支払われます。

◆ 対物賠償保険において保険金請求ができるのは被保険者およびこれに代わる者です。なお、契約内容により、被害者は加害者が契約している保険会社に対して損害賠償額を直接請求できる場合があります。



対物賠償保険と車両保険などとの保険金支払いの関係

- 対物賠償保険で注意しなければならないのは、自分や、自分の家族の所有する自動車または財物の損害は、補償の対象外になっているということです。
- 例えば、車庫入れに失敗をして、自分の自動車と、自分の家の塀に損害を与えてしまった場合は、自動車と塀(自分の所有する財物)の損害については、いずれも対物賠償保険の保険金は支払われません。また、夫婦がそれぞれ自分の自動車で出勤する途中、誤って妻が夫の自動車に追突したような場合も、お互いの自動車(自分の家族の所有する自動車)の損害については、いずれも対物賠償保険の保険金は支払われません。
- このように、自分や、自分の家族の所有する自動車または財物の損害は、補償の対象外になっていますので、車両保険や身の回り品の損害を補償する保険などを、対物賠償保険に加えて契約することが必要になります。

対物賠償
保険



他人の財物への
損害補償



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料



問9

対人賠償保険や対物賠償保険の「保険金額無制限」とは、保険金を無制限に支払うということですか。

答え >>>

「保険金額無制限」とは、支払われる保険金の限度額が無制限ということであり、賠償責任の負担額を超えて無制限に保険金が支払われるということではありません。

◆対人賠償保険や対物賠償保険では、自動車事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して、「法律上の損害賠償責任」を負うことになった場合に、加害者の負担すべき金額の範囲内で、保険金が支払われることになります。

したがって、「保険金額無制限」とは、例えば、被害者から請求があった金額について、加害者が負う賠償責任の負担額を超えて、無制限に保険金が支払われるということではありません。



対人賠償保険と対物賠償保険の保険金額の設定

- 対人賠償保険・対物賠償保険ともに、多くの損害保険会社から保険金額無制限の自動車保険が発売されています。
- 対人賠償保険は、近年、人身事故の高額判決例が多く出ていること（「問6」87ページ参照）もあり、保険金額を無制限に設定するケースが一般的になっています。物損事故についても、例えば電車との接触事故などでは多額の賠償金の負担が発生する可能性があります。こういった場合に補償金額が不足しないようにするためにも、保険金額を無制限に設定することが一般的です。

問10

示談交渉サービスは、
どのようなことを
してもらえるのですか。

答え >>>

対人・対物事故を起こしてしまうと、被害者から損害賠償を請求されるので、自分で解決しようとするすると多くの時間と労力がかかります。このような賠償問題の解決を、加害者である被保険者に代わって保険会社が行います。

◆自動車事故を起こし被害者への補償が問題となったときは、加害者、被害者双方の話し合いによる示談で解決することになります。しかし、自身で解決しようとするすると多くの時間と労力がかかるので、加害者である被保険者に代わって、保険会社が示談にむけた交渉を行うサービスを、示談交渉サービスといいます。この示談交渉サービスがついている自動車保険の契約では、保険会社が加害者である被保険者に代わって、被害者との交渉に当たります。現行の自動車保険は、この示談交渉サービスがついている商品が一般的になっています。

◆一方、被保険者が被害者となった場合(例えば、自身にまったく過失がなく賠償責任が生じていない場合)には、自身の対人賠償保険や対物賠償保険を使うことができないため、自身の保険についている示談交渉サービスを利用することもできません。したがって、自身で弁護士に依頼しなければならなくなります。

そこで、保険会社によっては、このような場合に備える特約として、「弁護士費用等補償特約」を用意しています。この特約が付帯(セット)されていれば、法律相談費用、弁護士報酬、訴訟費用等が保険金として支払われますので、被害者になった場合でも弁護士を通して示談交渉を進めることができます。

ただし、保険金支払いの対象となる弁護士への委任等の費用については、保険会社の承認を得て支出した費用に限られます。

◆また、約款では、被保険者が対人・対物事故により被害者から損害賠償の請求を受けた場合の保険会社による協力援助および解決を次のとおり規定している場合があります。

1. 保険会社による協力援助

協力援助の目的は、被保険者の負担する損害賠償責任の内容を確定することであり、その範囲は対人賠償事故では自賠責保険等の支払額を超える保険金額内に限られます。

協力援助の内容は、被保険者の進める交渉の方法・示談内容・書類作成などの指導、訴訟の場合の助言・指導、場合によっては示談交渉の場への立会などということになります。

2. 保険会社による解決(示談交渉)

協力援助は、交渉の主体を被保険者においたものですが、協力援助の内容をさらに深め、交渉の主体を保険会社に移転したのが示談交渉です。保険会社は、保険金支払責任の限度内において、被保険者の同意を得て折衝・示談交渉を行い、さらに解決が困難な場合には調停・訴訟の手続き(弁護士の選任を含む。)を行うこととし、これらに要する費用は保険会社の負担としています。

◆このように、示談交渉サービスが自動車保険についていけば、示談交渉を保険会社に任せることができますが、加害者には被害者を見舞い、誠実に謝罪するという道義的な責任があります。したがって、保険会社の示談交渉サービスに任せるだけでなく、事故の円満な解決には道義的な責任を果たすことが欠かせないといえます。

問11 人身傷害保険は、 どのような保険ですか。

答え >>>

被保険者が自動車事故により、契約の自動車に乗車中の方が死傷した場合に、保険金額の範囲内で、保険約款に定める基準・計算方法に基づいて計算された損害額を、過失相殺による減額をせずに、被保険者自身が契約している保険会社から保険金を受け取ることができる保険です。

- ◆人身傷害保険（「人身傷害補償保険」という名称で販売されている場合があります。）は、相手がいる事故か単独事故かを問わず、保険金額の範囲内で、保険約款に定める基準・計算方法に基づいて計算された損害額（治療費、休業損害など）を支払う（実損払いの）傷害保険です。また、自動車事故で当事者双方に過失がある場合については、通常、相手方から支払われる損害賠償金は過失相殺が加味されることとなりますが、この保険を契約していれば、過失相殺による減額をせずに、相手方からの損害賠償に先行して保険金を受け取ることができます。

注 損害額は、保険約款に定める基準・計算方法に基づいて計算されるため、相手の賠償基準と異なる場合があります。また、賠償義務者から損害賠償金が支払われた後に、保険金請求権者が保険金を請求した場合（後払）、賠償義務者との間で判決または裁判上の和解により損害額が確定し、その基準が社会通念上妥当と認められるときは、その基準を損害額とみなすとされています。

- ◆すでに相手方から自賠責保険金や損害賠償金などを受け取っている場合には、約款に基づき算出された実際の損害額からそれらを控除した額が、保険金額を限度として支払われます。

〈保険金支払例〉

相手方と自分自身の過失割合が60：40で、自分が被った損害額が8,000万円であった場合

（注）相手の賠償に先行して、被保険者が損害額の受け取りを希望する場合（先行払い）の例



共通



くるまの保険



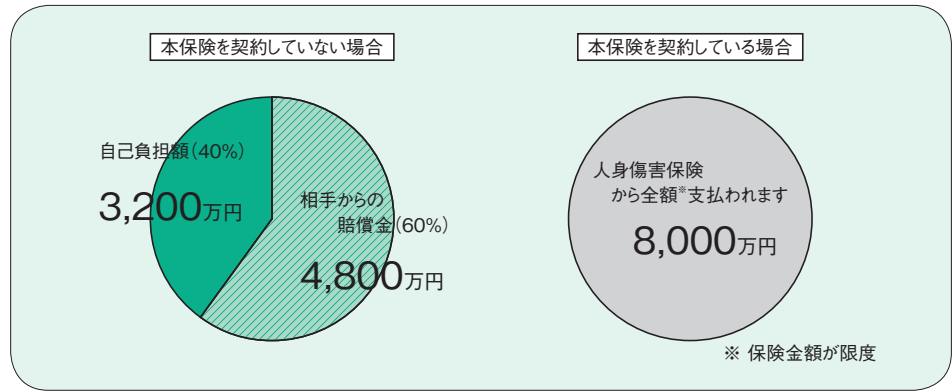
すまいの保険



からだの保険・他



資料



◆被保険者の範囲は契約内容により異なりますが、主な者は次のとおりです。

1. 保険証券記載の被保険者 (以下「記名被保険者」といいます。)
2. 記名被保険者の配偶者
3. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
4. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚 (これまでに婚姻歴がないこと) の子
5. 上記以外の方で、契約時に特定した自動車 (以下「被保険自動車」といいます。) の正規の乗車装置または当該装置がある室内に搭乗中の方

◆記名被保険者だけではなくその配偶者や同居の親族等も被保険者の範囲に含まれるため、自身の配偶者や同居の親族等が人身傷害保険を契約していないかどうかを確認する必要があります。

◆人身傷害保険で、保険金が支払われない主な場合は、次のとおりです。また、本人が症状を訴えているが医師による他覚所見のないものについても保険金は支払われません。

1. 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
2. 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によって生じた損害
3. 被保険者の無免許運転、酒酔い運転、麻薬・シンナーなどを使用した運転によって生じた損害
4. 戦争、内乱、暴動などの異常な事態によって生じた損害
5. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
6. 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害

◆契約内容により、保険金支払額の計算方法が異なっていたり、補償範囲が異なっていたりする (注) ため、契約にあたっては内容を確認することが必要です。また、現在契約している保険の内容も確認しておくことが必要です。

注 被保険自動車に搭乗中の事故に限らず、補償範囲を拡大して、例えば次のような事故が補償される契約もありますので、自身の希望に合わせて選択することができます。

1. 他の車に搭乗中の自動車事故
2. 歩行中などでの自動車事故
3. 自転車・電車等の交通乗用具での事故



問12 搭乗者傷害保険は、どのような保険ですか。

答え >>> 被保険自動車に乗車中に死傷した場合に、死傷したすべての人に対してあらかじめ定めた額の保険金を支払う保険です。

◆搭乗者傷害保険は、契約時に特定した自動車（以下「被保険自動車」といいます。）が事故にあったときに、その自動車に搭乗中の人すべてを被保険者とし、あらかじめ定めた額をそれぞれの人に支払う保険です。

なお、「自動車に搭乗中の人」として補償の対象となるためには、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗していたことが必要です。

また、極めて異常かつ危険な方法で搭乗していた場合（例えば、体を車の窓から外に出したまま乗り込んでいるような状態など）、業務として被保険自動車を受託している場合には補償の対象外となります。

◆相手方の対人賠償保険から保険金（損害賠償金）が支払われる場合でも保険金が支払われます。また、人身傷害保険、無保険車傷害保険、自損事故保険で対象となる事故の場合にも、それぞれの保険からの保険金支払いとは別に保険金が支払われます。

◆支払われる保険金の種類は、次のとおりです（例示であり、契約内容により異なります。）。

保険金名	要件
死亡保険金	事故発生の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害保険金	事故発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
重度後遺障害特別保険金	事故発生の日から180日以内に後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められるとき
重度後遺障害介護費用保険金	〃
医療保険金	生活機能または業務能力が減少したり、失った場合で、医師の治療を要したとき（注）



注 医療保険金の支払い方法には、①入院・通院日数によって支払われる「日数払い」と、②ケガの部位・症状に応じて支払われる「部位・症状別払い」の2つの方法があります。「部位・症状別払い」の場合は、ケガの部位・症状に応じて支払われるため、治療中であっても保険金を受け取ることができます。これに対し、「日数払い」の場合は、入院・通院日数が確定した後でなければ支払われませんが、限度日数(180日)以内であれば実際に入院・通院した日数に対応する保険金が支払われます。

- ◆搭乗者傷害保険で、保険金が支払われない主な場合は、次のとおりです。また、日射・熱射などによる障害、本人が症状を訴えているが医師による他覚所見のないものについても保険金は支払われません。
1. 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 2. 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によって生じた傷害
 3. 被保険者の無免許運転、酒酔い運転、麻薬・シンナーなどを使用した運転によって生じた傷害
 4. 戦争、内乱、暴動などの異常な事態によって生じた傷害
 5. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
 6. 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた傷害

搭乗者傷害保険



問13 無保険車傷害保険は、 どのような保険ですか。

答え >>> 対人賠償保険を契約していないなど、賠償資力が十分でない他の自動車との事故で運転者や同乗者が死亡または後遺障害を被った場合に保険金が支払われる保険です。

◆無保険車傷害保険は、相手方の賠償資力が不十分である場合や、相手方が対人賠償保険を契約していないなど無保険自動車であるため損害賠償義務を果たすことができない場合に、自身が契約する保険会社から、相手方からの損害賠償に代わって補償を受けることができる保険です。

(注)「無保険自動車」とは、契約時に特定した自動車(「被保険自動車」といいます。)と衝突、接触した相手自動車で、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 対人賠償保険などを契約していない相手自動車
2. 対人賠償保険などを契約しているが、運転者が年齢条件違反であるなどの理由により保険金が支払われない場合の相手自動車
3. 対人賠償保険などを契約しているが、その保険金額が自身で契約した無保険車傷害保険の保険金額より低い場合の相手自動車
4. あて逃げなどで相手自動車が不明の場合

◆次のいずれかの場合に、無保険車傷害保険から保険金の支払いを受けることができます。

1. 人身傷害保険から保険金の支払いを受けることができない場合
2. 自賠責保険と無保険車傷害保険の保険金額の合計額が、人身傷害保険の保険金額より多い場合

$$\text{人身傷害保険金額} < \text{自賠責保険金額} + \text{無保険車傷害保険金額}$$

〈例〉損害額が8,000万円となり、以下の契約内容であった場合には、人身傷害保険だけでは自賠責保険と無保険車傷害保険の保険金額を合計した額に満たないため、無保険車傷害保険から保険金が支払われません。

【契約内容】

- ・人身傷害保険：5,000万円
- ・無保険車傷害保険：2億円

3. 自賠責保険と相手方の対人賠償保険の保険金額の合計額が、損害額に満たない場合

$$\text{自賠責保険金額} + \text{対人賠償保険金額} < \text{損害額}$$

〈例〉相手方が任意の自動車保険に加入していないなどの場合

- ◆無保険車傷害保険では、保険金額を限度として、次の算式によって算出した保険金が支払われます。また、保険金が支払われるのは、死亡と後遺障害の場合のみに限定されています。

$$\text{保険金の額} = \text{損害額(注1)} + \text{損害の一部とみなす費用(注2)} - \text{他で支払われる金額(注3)}$$

注1 損害額(保険会社が保険金を支払うべき損害の額)は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定められます。

注2 損害の一部とみなす費用は、次のとおりです。

- ①損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ②他人に損害賠償の請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために保険会社の書面による同意を得て支出した費用

注3 他で支払われる金額は、次の①～③の合計金額です。

- ①自賠責保険(または政府保障事業)で支払われる金額
- ②相手方の対人賠償保険などから保険金が支払われる場合は、その対人賠償保険などの保険金額
- ③すでに受領した損害賠償金の額

- ◆無保険車傷害保険で、保険金が支払われない主な場合は、次のとおりです。また、本人が症状を訴えているが医師による他覚所見のないものについても保険金は支払われません。

1. 被保険者の故意によって生じた損害
2. 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によって生じた損害
3. 被保険者の無免許運転、酒酔い運転、麻薬・シンナーなどを使用した運転によって生じた損害
4. 戦争、内乱、暴動などの異常な事態によって生じた損害
5. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
6. 台風、洪水、高潮によって生じた損害
7. 被保険者の父母、配偶者または子などが賠償義務者である場合
8. 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害

問14 自損事故保険は、 どのような保険ですか。

答え >>> 相手がいない事故などによる死傷など、自賠責保険や人身傷害保険による補償を受けることができない場合に、保険金が支払われる保険です。

◆電柱との衝突や崖からの転落などのような単独事故または相手側に責任がない場合（自身の過失割合が100%であるなど）には、自賠責保険（または政府保障事業（「問39」149ページ参照））からは保険金を受け取ることができなくなります。このような場合には、どこにも損害賠償請求ができないことから、自身に生じた損害は自身で回復するしかなく、被害者または遺族は経済的に困窮するおそれが生じることとなります。自損事故保険は、このような自動車事故が発生した場合の被害者を救済することを目的に開発された保険です。



◆自損事故保険から保険金が支払われるには、次の条件を満たす必要があります。

1. 次のいずれかに該当する必要があります。
 - ①契約時に特定した自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の運行に起因する事故
 - ②被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下（ただし、被保険者が被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中である場合に限ります。）

2. 次の3要件をすべて満たす必要があります。

- ①急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を負った場合
- ②自賠法第3条「ただし書き」に定められている内容(注1)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合(注2)
- ③人身傷害保険から保険金が支払われない場合(注3)

注1 自動車損害賠償保障法 第3条(自動車損害賠償責任)

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

注2 自賠法第3条「ただし書き」に基づく損害賠償請求権が発生しない場合(例)

自損事故保険は、自損事故を補償対象としていますが、自損事故とは自身による単独事故ではありません。相手方がある事故であっても、自賠法第3条の「ただし書き」に基づき、相手方が完全無過失とされた場合には、相手方の自賠責保険から補償は受けられません。この保険では、このような場合も「自損事故」として、補償対象としています。例えば、「自身が居眠り運転をして道路のセンターラインを飛び越し、対向車と正面衝突して死傷したケース」等がこれに該当することになります。

注3 人身傷害保険から保険金が支払われない場合(例)

人身傷害保険に、被保険者が被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中である場合に限り保険金を支払う「自動車搭乗中のみ補償特約」が付帯(セット)されていた場合において、被保険者が車外に出ている際に自損事故(急な坂道の途中で停車していた車のサイドブレーキが外れて、坂の下にいたその車の運転者をひいてしまったケース等)により死傷した場合には、人身傷害保険から保険金が支払われません。

◆支払われる保険金の種類は、次のとおりです。

死亡保険金	事故による直接の結果として死亡した場合、あらかじめ約定された金額が法定相続人に支払われます。ただし、すでに支払われた後遺障害保険金があるときは、死亡保険金額からそれらを差し引いた残額が支払われます。
後遺障害保険金	事故による直接の結果として身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残したとき(症状を裏付けるに足る医師による他覚所見のないものを除きます。)に後遺障害の程度に応じて支払われます。
介護費用保険金	事故による直接の結果として特定の後遺障害を被り、かつ介護を必要とする認められる場合は、後遺障害保険金とは別に後遺障害の程度に応じて支払われます。
医療保険金	事故による直接の結果として生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ医師の治療を要した場合は、平常の生活または業務に従事することができる程度に治った日までの治療日数に対して支払われます。

◆自損事故保険で、保険金が支払われない主な場合は、次のとおりです。また、日射・熱射などによる障害、本人が症状を訴えているが医師による他覚所見のないものについても保険金は支払われません。

- 1. 被保険者の故意によって生じた傷害
- 2. 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によって生じた傷害

3. 被保険者の無免許運転、酒酔い運転、麻薬・シンナーなどを使用した運転によって生じた傷害
4. 戦争、内乱、暴動などの異常な事態によって生じた傷害
5. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
6. 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた傷害

◆現在では、自損事故保険が開発された当時にはなかった人身傷害保険（「問11」97ページ参照）が過失割合に関係なく損害を補償するようになっていたことから、人身傷害保険から保険金の支払いがあるときには自損事故保険から保険金を受け取ることができないようになっています。また、最近では、自損事故保険の補償内容を、人身傷害保険で補償している会社がありますので、不明な点があれば保険会社または代理店に確認しておくことが大切です。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料



問15 車両保険は、 どのような保険ですか。

答え >>> 被保険自動車は、偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金を支払う保険です。

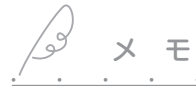
◆車両保険では、契約時に特定した自動車（以下「被保険自動車」といいます。）が偶然な事故によって損害を受けたときに保険金が支払われますが、この「偶然な事故」とは、交通事故だけではなく、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮など、あらゆる偶然な事故で、被保険者の過失によって発生した偶然な事故も含まれます。車両保険においては、約款で定めている「保険金を支払わない場合」を除き、原則として、すべての事故に対し、保険金が支払われます（ただし、後述のとおり、契約パターンによって補償範囲を限定している場合があります。）。

◆車両保険で、保険金が支払われない主な場合は、次のとおりです。

1. 契約者、被保険者、被保険自動車の所有者、保険金受取人などの故意または重大な過失によって生じた損害
2. 被保険者の無免許運転、酒酔い運転、麻薬・シンナーなどを使用した運転によって生じた損害
3. 戦争、内乱、暴動などの異常な事態によって生じた損害
4. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
5. 詐欺、横領によって生じた損害
6. 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
7. 被保険自動車の欠陥、摩滅、腐しよく、さび、その他自然の消耗による損害
8. 故障損害
9. 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品・付属品に生じた損害
10. 付属品のうち被保険自動車に定着されていないもの（注1）に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合、火災によって損害が生じた場合を除く。
11. タイヤ（注2）に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に



損害を被った場合、火災または盗難によって損害が生じた場合を除く。



◆なお、前ページのとおり「地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害」については、保険金支払いの対象外ですが、一定の条件（補償する損害を限定しないタイプの車両保険を契約している場合で車両が全損となった場合など）で、一定額（50万円など）を扱っている会社もあります。

注1 被保険自動車に定着または装備されている物（付属品）の取扱い

○「定着」とは、ボルトやネジ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りははずせない状態をいいます。

○自動車の「付属品」として取扱われるものは、法令により自動車に定着または装備されている物や自動車に定着または装備されている一般的な付属品や使用中のオイル類などで、次のような物が含まれます。

〈例〉警告反射板・非常用信号用具・消火器・カーステレオ・カーナビゲーション・時計・クーラー・タイヤチェーン・潤滑油・バッテリーの電解液・冷房用フロンガスなど

○一方、「付属品」として扱わないものは、燃料、法令により定着または装備することを禁止されているもの、通常装飾品とみなされる物などがあります。

〈例〉ガソリン・ボディーカバー・洗車用品・クッション など

注2 タイヤの損害に対する補償

タイヤのみの損害は保険金支払いの対象外ですが、火災・盗難による損害は保険金支払いの対象となります。

◆車両保険では、補償範囲の違いによって、いくつかのタイプ（種類）が用意されています。次の表に記載した3つのタイプはその例ですが、補償する損害を限定したタイプになるほど保険料は安くなります。

○：補償します ×：補償しません

	他車との衝突等による損害	火災・爆発・盗難等による損害(注3)	単独事故等による損害(注4)
パターン1	○	○	○
パターン2	○	○	×
パターン3	○	×	×

※保険会社により選択できるパターンが異なります。

※他車との衝突は、相手自動車を確認できる場合に限りです。

注3 保険会社により補償内容は異なりますが、その他、次のような「偶発な事故による損害」が含まれるケースもあります。

〈例〉物の飛来、物の落下、台風・洪水・高潮 など

注4 保険会社により補償内容は異なりますが、具体例として次のようなものがあります。

〈例〉電柱・ガードレールに衝突、あて逃げ、墜落、転覆 など



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

◆車両保険を契約する際の注意点は、次のとおりです。

1. 保険金額

車両保険は、契約時における市場販売価格相当額（「問16」109ページ参照）を基準に保険金額を設定します。事故による修理代などが、この保険金額を超える場合には、保険金額を限度に保険金が支払われます。

2. 免責金額（自己負担額）

損害額の一部を免責金額（自己負担額）とすることができます。免責金額（自己負担額）を設定すると保険料は割安になりますが、事故が起こったときに自己負担となる金額が増えることとなります。

3. 補償範囲

保険料を割安にしたタイプの車両保険もありますが、その分だけ補償範囲は限られることとなります。例えば、あて逃げ等の単独事故（相手自動車を確認できない場合）などによる損害を補償しないタイプを選ぶと、これら事故により車両が損害を受けたときには保険金は支払われないこととなります。

◆このほか、車両事故が起こると予期せぬ出費（間接損害）が発生することが考えられますが、こうした費用についても補償の対象にすることができる場合があります。補償の形態は、車両保険の中に盛り込んでいるものや特約で補償するもののほか、サービスのひとつとして提供されるものなどがあり、契約内容によって異なりますが、具体的な補償内容としては例えば次のようなものがあります。

身の回り品の補償	自動車の車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定された個人が所有する身の回り品が、偶然な事故で損害を被った場合に保険金が支払われます。
代車等の補償	自動車が損傷したことにより使用できなくなり、代車などを利用する必要がある場合に、そのための費用に対し保険金が支払われたり、保険金の支払いではなく代車そのものの提供（現物給付）が行われたりします。
事故付随費用の補償	自動車が損傷し自力走行できなくなることに付随して発生する各費用（臨時宿泊費用、臨時帰宅費用、搬送・引取費用、キャンセル費用等）に対し保険金が支払われます。

また、ロードアシスタンスサービス（「ロードサービス」など名称は保険会社によって異なります）の利用が受けられる契約もあります。詳しくは保険会社または代理店に照会ください。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

問16 車両保険の保険金額の設定方法を教えてください。

答え >>> 被保険自動車が自家用普通乗用車や自家用小型乗用車などの場合には、「市場販売価格相当額」を車両保険の保険金額とします。

◆本来、保険金額は、契約時に特定した自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の保険価額をもとに設定しますが、自動車の保険価額は保険期間中においても、減価が著しく、また同じ車種の自動車でも使用状態により評価額が大きく異なることがあります。

◆これを解決するために、自家用普通乗用車や自家用小型乗用車などの契約については、「車両価額協定保険特約」(注)という特約が車両保険に自動的に付帯(セット)されているのが一般的です。これは、契約時に契約者と保険会社との間で保険価額を協定し、契約時の市場販売価格相当額(被保険自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車を購入する場合の価格のことで、いわゆる再調達価額になります。)で設定した保険価額と保険金額を保険期間中は常に一致させるというものです。具体的には各保険会社では市場販売価格相当額を調査した「車両価格表」を用意しており、これを参考にして適正な保険価額で保険金額を設定するようにしています。

注 車両価額協定保険特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
協定保険価額	保険契約者または被保険者と当社が被保険自動車の価額として契約締結時に協定した価額をいい、契約締結時における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。 (注)初度検査年月を含みます。
市場販売価格相当額	当社が別に定める車両価格表に記載された価格をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が次のいずれかに該当する自動車である場合に限り適用されます。ただし、被保険自動車がレンタカー等の自動車である場合を除きます。

- ①自家用普通乗用車



- ②自家用小型乗用車
- ③自家用軽四輪乗用車
- ④自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
- ⑤自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- ⑥自家用小型貨物車
- ⑦自家用軽四輪貨物車
- ⑧特種用途自動車(キャンピング車)

第3条(協定保険価額)

(1) 当会社と保険契約者または被保険者は、協定保険価額を保険金額として定めるものとします。

※保険会社により約款は異なります。詳しくは保険会社または代理店にお問い合わせください。



車両価額協定保険特約が付帯(セット)された 車両保険の保険金支払い

○被保険自動車が偶然の事故によって損害を被った場合に、次のとおり保険金が支払われます。

被保険自動車の状態	保険金の支払額
被保険自動車の損傷を修理することができない場合、または修理費が協定保険価額以上となる場合(車両が盗難され、発見できなかった場合を含む。)	協定保険価額
修理費が協定保険価額未満の場合	修理費 - 修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額 - 免責金額(自己負担額)

◆なお、新車を購入した際には、購入した新車が購入後一定の期間内に一定以上の損害を受けた場合に、新たに代替りの自動車(新車)を購入するための保険金を支払う「車両新価保険特約(新車特約)」を付帯(セット)することもできます。ただし、特約を付帯(セット)する場合には、一定の条件(例えば、自動車の初度登録から37か月以内に保険期間の末日があること等)があつたり、保険金の支払いにも一定の条件(例えば、盗難は支払いの対象外等)がありますので、詳しくは保険会社または代理店に問い合わせることが必要です。



問17 ドライバー保険は、 どのような保険ですか。

答え >>>

自動車を所有していない人が他人の自動車を借りて運転している間に起こした事故に対して、保険金を支払う保険です。

- ◆ドライバー保険は、運転免許証所持者で、自動車を所有していないものの知人やレンタカー会社(注1)から自動車を借りて運転する機会の多い人のための保険であり、正式には「自動車運転者損害賠償責任保険」といいます。

注1 レンタカーについては、レンタカー会社があらかじめ保険をつけて、保険料をレンタカー利用料金に含めているケースもあります。ただし、レンタカー会社の保険のみでは、補償内容に制限がある場合もあるので、補償内容を十分なものとするためには、ドライバー保険(補償内容が充分な契約)が有用です。

- ◆補償内容は、対人賠償(注2)・対物賠償(注3)・自損事故(注4)などになりますが、借りた自動車に対する損害賠償や、同居の親族が所有する自動車を運転しているときに発生した損害および傷害などは補償の対象にはなっていません。

注2 対人賠償とは、借用自動車の運転に起因した事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償する条項のことをいいます。

注3 対物賠償とは、借用自動車の運転に起因した事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償する条項のことをいいます。

注4 自損事故とは、自賠責保険等から保険金を受け取ることができない事故により死傷した場合に補償する条項のことをいいます。

- 〈例〉・自動車を運転中に誤って電柱に衝突して運転者が負傷した場合や、崖から転落して死亡した場合などの単独事故。
・自動車の車外で誘導中の運転助手が、誤って当該自動車にひかれた場合。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

◆ドライバー保険で補償される借用自動車は、次のいずれかであることが必要です。

1. 自家用乗用車 (普通・小型・軽四輪)
 2. 自家用貨物車 (小型・軽四輪)
 3. 自家用普通貨物車 (最大積載量による制限あり)
 4. 特種用途自動車 (キャンピング車)
 5. 二輪自動車
 6. 原動機付自動車
- ※ 上記用途車種のレンタカーを含みます。

◆なお、自身で自動車を所有しており、任意の自動車保険を契約している方については、「他車運転危険補償特約」(「問18」113ページ参照)によって、借用自動車を運転中の事故も補償されるようになっています。ただし、補償される借用自動車の範囲や補償される事故の範囲は商品により異なりますので、詳しくは保険会社または代理店に問い合わせることが必要です。

問18 任意の自動車保険の特約には、どのようなものがありますか。

答え >>> 補償の範囲を拡大する特約や、補償の範囲を限定して保険料を安くする特約など、それぞれのニーズに合わせた、様々な特約があります。

◆特約には、自動的に付帯(セット)される特約(自動付帯特約)と、任意で付帯(セット)できる特約(任意付帯特約)があります。

◆主な特約とその概要は次のとおりです。ただし、すべての保険会社で取扱っているわけではありませんし、内容も異なることがありますので、詳しくは保険会社または代理店に問い合わせることが必要です。

◆運転者年齢条件特約

- ・運転される方の年齢を限定することによって、保険料が割引きされる特約です。
- ・年齢を問わず補償、21歳以上補償、26歳以上補償、30歳以上補償、35歳以上補償など、年齢条件の設定は、各保険会社によって異なります。
- ・重要なのは、運転される方のうち最も若い方の年齢によって条件を決める必要があることです。

【参考例】

○：補償されます ×：補償されません

	20歳以下	21歳～25歳	26歳～29歳	30歳～34歳	35歳以上
年齢を問わず補償	○	○	○	○	○
21歳以上補償	×	○	○	○	○
26歳以上補償	×	×	○	○	○
30歳以上補償	×	×	×	○	○
35歳以上補償	×	×	×	×	○

※「同居の親族」以外が運転する場合には年齢条件にかかわらず補償対象となるのが一般的です。



記名被保険者の年齢による保険料率区分

- 同一の年齢条件区分であっても、記名被保険者の年齢により保険料が異なる場合があります。
- 例えば、35歳以上を補償する年齢条件区分で契約した場合、記名被保険者の年齢が30歳未満、30歳～39歳、40歳～49歳、50歳～59歳、60歳～69歳、70歳以上で保険料が異なります。
- なお、記名被保険者の年齢による保険料率区分は保険料を算出するための区分となるため、これにより補償内容が変わることはありません。

◆運転者家族限定特約

- ・運転される方を限定することによって、保険料が割り引きされる特約です。
- ・前ページの運転者年齢条件特約とともに契約する場合には、限定された運転者が、年齢条件を満たしていることが必要となります。

○：補償されます ×：補償されません

	記名被保険者 (保険証券記載 の被保険者)	配偶者	同居(注2)の親族 または別居の未婚 (これまでに婚姻 歴がないこと)の子	左記以外の方 (友人、知人など)
運転者家族 限定特約	○	○	○	×
運転者本人・ 配偶者限定 特約(注1)	○	○	×	×
運転者本人 限定特約	○	×	×	×

注1 記名被保険者に配偶者がいない場合も付帯(セット)することができます。

注2 「同居」とは、同一の家屋に居住していることをいい、同一生計や扶養関係の有無を問いません。

共通

くるまの保険

すまいの保険

からだの保険・他

資料

◆その他の特約



特約名	保険金を支払う場合	支払われる保険金	保険金が支払われない主な場合
他車運転危険補償特約 (自動付帯特約)	記名被保険者、その配偶者、同居または別居の未婚の子が他人の自動車を運転中の事故	対人賠償・対物賠償・人身傷害保険(または自損事故保険や無保険車傷害保険)に準じる。	次のいずれかの事故により、被保険者自身が被った損害または傷害 ①被保険者の使用者の業務のために、その使用者の自動車を運転中の事故 ②被保険者が役員となっている会社の自動車を運転中の事故 ③自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取扱う業務として受託した他の自動車を運転中の事故 ④被保険者が、他人の自動車の使用について、承諾を得ないで運転中の事故 ⑤競技・曲技もしくは試験のために運転中の事故
ファミリーバイク特約 (任意付帯特約)	記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚の子が、原動機付自転車を運転中の事故	対人賠償・対物賠償・人身傷害保険(または自損事故保険や無保険車傷害保険)に準じる。	①競技・曲技もしくは試験のために運転中の事故 ②被保険者の使用者の業務のために、その使用者の自動車を運転中の事故 ③被保険者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
弁護士費用特約 (任意付帯特約)	自動車事故により、相手方に法律上の損害賠償請求をするために、弁護士費用、弁護士への法律相談費用を支払った場合	弁護士費用保険金、法律相談費用保険金として、1事故1被保険者につき一定の金額	保険会社の同意を得ずに支出された費用
個人賠償責任特約 (任意付帯特約)	記名被保険者、その配偶者、同居の親族等が、日常生活における偶発的な事故(自動車事故を除く)により、他人にケガをさせたなど法律上の損害賠償責任を負った場合(自転車による賠償事故など)	保険金額を限度に損害賠償責任の全額を保険金として支払う	被保険者と同居の親族に対して生じた損害賠償責任



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料



問19

自動車保険における告知事項や通知事項は、どのようなものがありますか。

答え >>>

告知事項には、「被保険自動車・記名被保険者の情報」「契約台数」「前契約の等級、事故の有無などの情報」「他の自動車保険契約等の情報」があります。

通知事項には、「被保険自動車の用途車種、登録番号の変更」「被保険自動車の使用目的の変更」があります。

(告知事項)

◆契約時の告知事項は、危険(損害の発生の可能性)に関する重要な事項のうち、保険会社が申込書に記載して告知することを求めた事項が該当します。契約者または被保険者は、告知を求められた事項について、事実を正確に告げなければなりません。これを告知義務といいます。

「告知事項」に関する
関連項目の索引

▶ 共通	23ページ
▶ すまいの保険	191ページ
▶ からだの保険・他	231ページ
▶ からだの保険・他	258ページ

◆具体的には、次のような事項となります。

1. 契約時に特定した自動車(以下「被保険自動車」といいます。)の情報(用途車種、登録番号、使用目的など)
2. 保険証券記載の被保険者(「記名被保険者」といいます。)の情報(氏名・免許証の色など)
3. 契約者の自動車保険契約台数(10台以上かどうか)
4. 前契約の等級、事故の有無などの情報
5. 他の自動車保険契約等(重複保険契約)の情報

◆これらは保険料の算出や引受けの可否判断にあたって必要となる事項です。故意または重大な過失によって正しく告知を行わなかった場合には、契約が解除され、保険金が支払われない場合がありますので、注意が必要です。なお、正しく告知を行わなかった事項と保険事故による損害または傷害との間に因果関係が認められない場合には、保険金は支払われます。

(通知事項)

◆契約後の通知事項は、告知事項のうち、危険増加(告知事項についての危険が高くなり、保険料が不足する状態になること)に関するもので、保険会

社が通知することを求めた事項が該当します。契約者または被保険者は、通知を求められている事項について、遅滞なくその事実を通知しなければなりません。これを通知義務といいます。



◆具体的には、次のような事項となります。

1. 被保険自動車の用途車種、登録番号の変更
2. 被保険自動車の使用目的の変更 (例えば、日常・レジャー使用の自動車を通勤・通学使用の自動車に変更するなど)

※従来は、被保険自動車を「競技(レース等)、曲技(カースタント等)に使用する場合」などのケースについては、保険会社に通知する義務がありました。しかし、現在では、こうしたケースは免責事項(保険金が支払われない場合)となり、補償の対象外になっているため、保険会社に通知をする必要はありません。なお、こうしたケースについては特約を付帯(セット)することで補償できるようにしています。

◆これらは保険料の算出等にあたって必要となる事項です。故意または重大な過失によって遅滞なく通知を行わなかった場合には、契約が解除され、保険金が支払われない場合がありますので、注意が必要です。なお、通知しなかった事項と保険事故による損害または傷害との間に因果関係が認められない場合には、保険金が支払われます。

(通知義務以外の連絡事項)

◆通知義務で求められた事項以外に、契約者が住所または通知先を変更した場合には、契約者は保険会社に遅滞なく連絡する必要があります。

◆このような変更は、危険増加(告知事項についての危険が高くなり、保険料が不足する状態になること)には該当しないため、通知しなくても契約の解除などは行われませんが、保険会社からの重要なお知らせや案内ができないこととなります。

◆また、被保険自動車を譲渡する場合において、契約者が普通保険約款および特約に関する権利・義務を被保険自動車の譲受人に譲渡するときは、書面により保険会社に通知を行い、承認を得る手続きが必要となります。

◆さらに、以下のような契約内容を変更する場合にも、保険会社に通知する必要があります。通知を怠った場合には、変更前の契約条件が適用され、保険金が支払われない場合がありますので、注意が必要です。

1. 運転者の年齢条件の変更
2. 運転者の範囲の変更
3. 車の買い替え

「通知事項」に関する 関連項目の索引

▶ 共通	37ページ
▶ すまいの保険	192ページ
▶ からだの保険・他	232ページ

共通

くるまの保険

すまいの保険

からだの保険・他

資料



問20

自動車保険契約が無効や失効となるのは、どのような場合ですか。

答え >>>

モラルリスクのおそれがある場合には、その契約は「無効」となります。なお、自動車保険では、契約が「失効」となる場合は考えにくいとされています。

◆約款では、保険契約の無効・失効のほか、取消し・解除等の場合の取扱いについて定められています。

「無効」に関する
関連項目の索引

▶ 共通	41ページ
▶ すまいの保険	193ページ
▶ からだの保険・他	233ページ
▶ からだの保険・他	262ページ

(無効)

◆保険契約には、例えば車両保険において契約時に特定した自動車(以下「被保険自動車」といいます。)に自ら損傷を加えて保険金を取得しようとするなど、不正な保険金請求を行う行為(モラルリスク)が潜んでいることから、保険本来の目的を逸脱しないようするための対応が求められています。

◆自動車保険の契約の際にも、モラルリスクを誘発しかねない次の事実があったときには、その契約を「無効」にする対応を行っています。「無効」になると契約は、はじめから成立していなかったこととなります。

○契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結したとき

◆上記の場合においては、保険料は返還されません(注1)。

注1 民法 第708条(不法原因給付)

不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。
ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りでない。

「取消し」に関する
関連項目の索引

▶ 共通	42ページ
▶ すまいの保険	193ページ
▶ からだの保険・他	234ページ
▶ からだの保険・他	263ページ

(取消し)

◆契約者または被保険者の詐欺または強迫によって保険会社が契約を締結した場合には、保険会社は契約者に対する書面による通知をもって、契約を取消すことができます。

◆上記の場合においては、保険料は返還されません(注2)。

注2 保険法 第32条 (保険料の返還の制限)

保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

- 一 保険契約者又は被保険者の詐欺又は強迫を理由として損害保険契約に係る意思表示を取り消した場合
- 二 損害保険契約が第五条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知って当該損害保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

【片面的強行規定】

! 保険法

(失効)

◆「失効」とは、保険金が支払われる事故以外の事由により、保険の対象が消滅した場合に、保険契約が効力を失い終了することをいいますが、自動車保険では、契約が「失効」となる場合は考えにくいとされています。なぜならば、自動車保険は自動車を取りまく様々な危険(リスク)に対応するように設計されており、仮に被保険自動車に全損となってしまった場合であっても、人身傷害保険(「問11」97ページ参照)や他車運転危険補償特約(「問18」113ページ参照)により、補償が行われることが有り得るからです(契約内容により補償対象としていない場合もあります。)。なお、被保険自動車がなくなって保険の補償が必要なくなった場合には、解除(解約)の手続きを行う必要があります。

◆保険料分割払特約が付帯(セット)された契約で、契約者から被保険自動車が保険金支払事由によって全損になったとの事故報告を行った場合においても、保険期間中の保険料が全額支払われるまでは、契約は当然には終了せず、銀行口座から分割保険料が引き落とされることがありますので、注意が必要です。

(解除)

◆保険会社は、例えば、次の場合に契約を解除することができます。

1. 告知義務違反
2. 通知義務違反
3. 保険料不払い(保険料の分割払いにおける保険料未納の場合等)
4. 重大事由(「重大事由による契約解除」44ページ参照)

◆契約者は、保険会社に対して書面による通知を行うことにより、契約を解除(解約)することができます。

◆契約が解除された場合は、未経過期間に対して保険会社が定める計算方法で算出された保険料が返還されます。

「失効」に関する 関連項目の索引

▶ 共通	42ページ
▶ すまいの保険	194ページ
▶ からだの保険・他	234ページ
▶ からだの保険・他	263ページ

「解除」に関する 関連項目の索引

▶ 共通	23ページ
▶ 共通	38ページ
▶ 共通	42ページ
▶ すまいの保険	194ページ
▶ からだの保険・他	235ページ
▶ からだの保険・他	263ページ

問21 自動車保険の「型式別料率クラス」について教えてください。

答え >>>

車検証に記載されている自動車の型式(かたしき)ごとに設定された自動車保険の保険料率であり、毎年、見直しが行われます。このため、1年間無事故であっても、型式ごとの事故実績により、翌年の保険料が高くなる場合があります。

- ◆自動車の用途車種が自家用普通乗用車と自家用小型乗用車の場合、保険料は、自動車検査証(車検証)に記載されている自動車の型式(注)ごとの事故実績に基づいて、1~17クラスの17段階(数値が大きいほど保険料が高くなります。)の料率が設定されています。また、同様に自家用軽四輪乗用車の場合、1~3クラスの3段階の料率クラスが設定されています。これを「型式別料率クラス」といい、保険種類(対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険・搭乗者傷害保険、車両保険)ごとに決定されます。

注 自動車の型式

道路運送車両法に基づき、国土交通大臣が構造、装置および性能が同一な自動車に対して指定する分類指標のことをいいます。

- ◆また、より適正かつ公平な保険料負担とするため、型式ごとの事故実績に基づいて、損害保険料率算出機構により、毎年、料率クラスの見直しが行われます。具体的には、保険種類ごとに、事故の少ない(保険成績の良好な)型式は1クラス低いクラスへ、事故の多い(保険成績が悪化した)型式は1クラス高いクラスへ変更されます。このため、料率クラスが変更された型式の自動車の継続契約については、契約者の事故の有無に関わらず、保険料が変更となります。

	型式ごとの事故実績に応じて毎年見直し								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
対人賠償保険	1	2	3	4	5	6	7	8	9
対物賠償保険	1	2	3	4	5	6	7	8	9
人身傷害保険・搭乗者傷害保険	1	2	3	4	5	6	7	8	9
車両保険	1	2	3	4	5	6	7	8	9

安い ← 保険料 → 高い

問22 自動車保険の「フリート契約者料率制度」について教えてください。

答え >>> 所有・使用自動車の総契約台数が10台以上の自動車保険の契約者を「フリート契約者」(9台以下の場合は「ノンフリート契約者」といい、この契約者に適用される保険料率の体系をフリート契約者料率制度といいます。

◆所有・使用自動車の総契約台数が10台以上の自動車保険の契約者には、フリート契約者料率制度が適用されます。この総契約台数には、異なる保険会社で契約している自動車も含まれます。

※10台未満の場合は、ノンフリート契約者料率制度が適用されます(「問23」123ページ参照)。

◆「所有・使用自動車」とは、通常、自動車検査証(車検証)の「所有者欄」・「使用者欄」が契約者名義となっている自動車のことであり、この所有・使用自動車には、契約者自身が使用する次のような自動車も含まれます。

【所有・使用自動車に含まれる自動車】

1. 1年以上のリース契約により借入れられた自動車(リースカー)
2. 「所有権留保条項付売買契約」(割賦販売など)により購入された自動車

ただし、次の場合は、所有・使用されている自動車に含まれません。

【所有・使用自動車に含まれない自動車】

1. 会社の社長・従業員が所有する自動車
2. 他人や別会社に貸し出している自動車

◆フリート契約者とノンフリート契約者では、保険料算出の仕組みに次のような違いがあります。

	フリート契約者	ノンフリート契約者
保険料割引・割増の適用方法	契約者単位で適用	自動車1台単位で適用
保険料割引・割増の決定方法	保険を契約している自動車全体について、契約者が支払った保険料と保険会社が支払った保険金との割合(損害率)により決定	1台ごとの事故の発生の有無・件数などにより決定(保険会社が支払った保険金の額とは無関係に決定)



メモ

◆フリート契約者については、通常、次のようなメリットがあります。

1. 契約内容が同条件であるノンフリート契約者と比較して、保険料が割安になっています。
2. フリート料率適用日以降に増車した場合など、新規に契約した自動車にも、他の自動車と同じ割引が適用されます。
3. 保険料は運転者の年齢に関係なく同一になっています。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

問23 自動車保険の「等級」について教えてください。

答え >>>

自動車保険では保険期間中の事故の有無に応じて保険料の割増引が行われます。前年の契約の事故の有無が翌年の契約の保険料に反映されるというもので、この事故情報を「等級」として表示しています。

- ◆自動車保険では、事故の内容や回数に応じて、契約者ごとに「等級」が設定されており、この等級に応じて保険料が割増引されます。初めて自動車保険を契約した場合は6等級に位置付けられ、1年間事故がないと1等級上がって7等級となり、保険料が割引されます。逆に、事故を起こして保険金の支払いを受けると、1事故につき3等級下がって3等級となり、保険料が割増されます。

なお、有事故契約者と無事故契約者の保険料負担を公平にするため、有事故契約者は3年間、低い割引率が適用されます（3年間無事故で過ごせば、無事故契約者と同じ割引率が適用されます。）。

【等級別割増引率例】

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
無事故	108%	63%	38%	7%	-2%	-13%	-27%	-38%	-44%	-46%
有事故							-14%	-15%	-18%	-19%

等級	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故	-48%	-50%	-51%	-52%	-53%	-54%	-55%	-56%	-57%	-63%
有事故	-20%	-22%	-24%	-25%	-28%	-32%	-44%	-46%	-50%	-51%

※ 継続契約の1～6等級については無事故契約者は含まれないため、無事故・有事故の区分けはない。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

【13等級で事故があった場合の例】

		3等級 ダウン			
	13等級	10等級	11等級	12等級	13等級
無事故	-51%				-51% (4年後)
有事故		-19% (1年後)	-20% (2年後)	-22% (3年後)	

- ◆ただし、「等級」による保険料の割増引は、ノンフリート契約者に対して適用される料率制度で、フリート契約者に対しては、別の料率制度があります（「問22」121ページ参照）。
- ◆盗難や台風、洪水、高潮などによって車両保険の保険金を受け取った場合などは、1事故につき1等級下がります（これを「1等級ダウン事故」といいます。）また、1年間、有事故契約者の低い割引率が適用されます（1年間無事故で過ごせば、無事故契約者と同じ割引率が適用されます。）。
- ◆このほか、ケガにより人身傷害保険の保険金を受け取ったとしても、事故がなかったものとして1等級アップする場合（これを「ノーカウント事故」といいます。）があります。取扱いは各社によって異なる場合がありますので、詳しくは保険会社または代理店に問い合わせることが必要です。
- ◆満期の際に契約継続の手続きを行えば、前契約の等級を継承することができます。しかし、満期日から一定の期間を過ぎても契約継続の手続きを行わなかった場合には、新規契約として扱われ、それまでの等級アップによる割引が受けられないこととなります。契約継続の手続きを忘れることのないようにするために、保険会社では契約者に連絡するようにしていますが、満期日の管理には十分注意する必要があります。なお、契約者から継続しない旨の意思が示されない限り、自動的に契約を継続する特約を用意している保険会社もあります。
- ◆契約時に特定した自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の廃車・譲渡・返還等や契約者の海外渡航などに伴い、やむを得ず契約を中断する場合、一定の条件を満たせば、中断後に新たに契約する保険に中断した契約の等級を継承できる制度があります。これを「中断特則」といい、一般的に、解約日から13か月以内（または5年以内など）に手続きをする必要があります。また、その手続きにあたっては、中断証明書発行依頼書、保険証券、抹消登録証明書などの廃車・譲渡・返還等が確認できる資料が必要となります。

- ◆車の買い替えなど、被保険自動車を変更(車両入替)する必要があるときには、書面により保険会社へその旨を通知することが必要です。このときに保険会社が承認した場合には、契約内容を引継ぐことができます(「問24」126ページ参照)。



自動車保険の等級情報交換制度

- 自動車保険の等級情報交換制度は、自動車保険を契約した保険会社を変更した場合であっても前契約の等級が適切に継承されるように、保険会社間で確認を行っている制度であり、「自動車保険契約確認のための情報交換制度」が正式な名称となります。
- 契約を更新する保険会社が前年と同じであれば、その保険会社の中で契約者の前契約の等級(事故の発生の有無・件数など)を確認することで、等級を適切に継承することができますが、保険会社を変更した場合には、等級の正確な適用状況が把握できず、前契約の保険会社に確認を行う必要があります。こうした情報の確認を円滑に行い、契約者間の保険料負担の公平性を確保することを目的として、保険会社だけでなく共済組合も参画した制度を運営しています。
- 主なものとしては、次の制度があります。
 - ①1~5等級・割増料率適用対象契約情報交換制度
前契約においてデメリット等級(1~5等級、6F等級、事故有係数適用期間適用契約)を適用する等級であった場合には、契約者が他の保険会社(共済組合)に移ってもその等級をきちんと継承できるようにしておく必要があります。このため、等級関連情報(注)を各保険会社(共済組合)から集めて、その情報を他の保険会社(共済組合)で契約の更新を行った場合に提供できるようにしています。
 - ②無事故・事故確認制度
契約者が前契約とは別の保険会社(共済組合)で契約を更新した場合、前契約の等級を引き継ぐために申告した等級が正確なものであるかどうかを確認する必要があります。このため、契約更新を受付けた保険会社(共済組合)が前契約の保険会社(共済組合)に等級関連情報(注)を確認できるようにしています。

注 等級関連情報とは、以下の内容(データ)になります。

取扱保険会社名、保険の種類、証券番号、契約者の氏名・住所、被保険者の氏名、車両所有者の氏名、車両登録番号、車台番号、用途車種、保険期間、解約・解除の有無、適用等級、事故の件数、保険事故年月日、事故有係数適用期間



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料



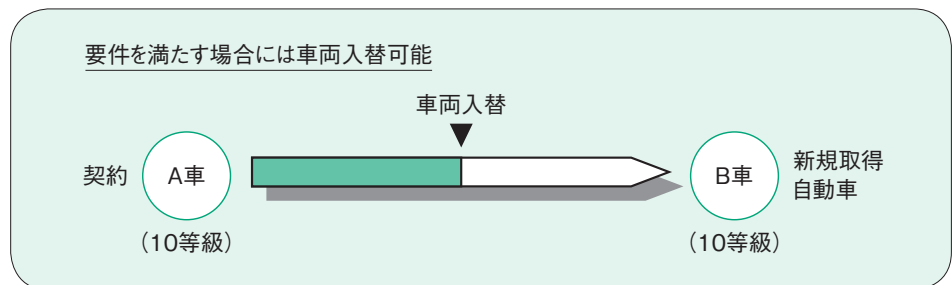
問24

車を買って替えたときには、新たに自動車保険を契約し直さなければならないのですか。

答え >>>

所定の要件を満たす場合には、車の入替手続き(車両入替)を行うことにより、契約を有効に存続させることができます。保険会社に車を買って替えたことを伝えていただき、必要な手続きを行ってください。

- ◆新たに自動車を購入したため、自動車保険の契約時に特定した自動車(以下「被保険自動車」といいます。)を変更(車両入替)する必要があるときには、書面により保険会社へその旨を通知することが必要です。このときに保険会社が承認した場合には、契約内容を引継ぐことができます。



- ◆車両入替の手続きを行わなかった場合には、車両入替後の自動車の事故について保険金は支払われません。ただし、自家用普通乗用車や自家用小型乗用車などの契約では、新規取得自動車の自動車検査証に所有者名が記載された日の翌日から一定期間内に入替手続きを行えば、記載日に遡って車両入替後の自動車を被保険自動車とみなして取扱うことができる特約が付帯(セット)されている場合があります。

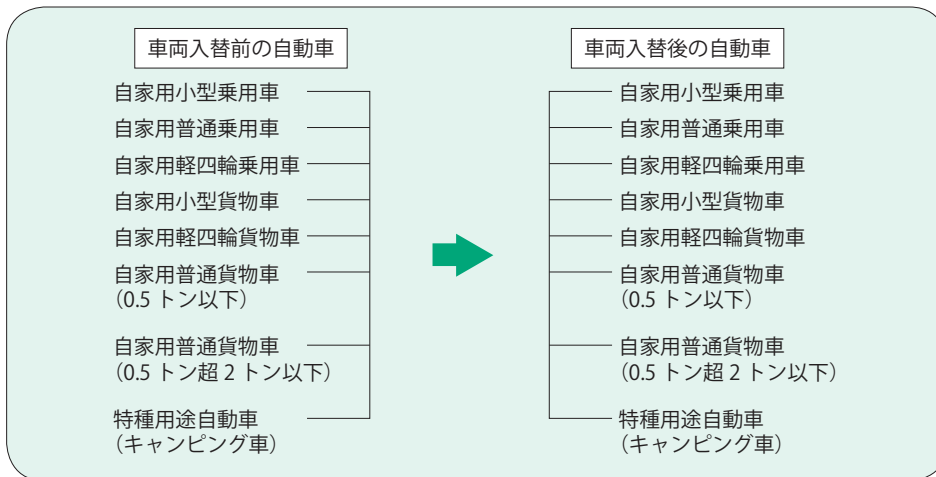
- ◆車両入替は、次の要件をすべて満たす場合に行うことができます。

1. 車両入替後の自動車の所有者が次のいずれかであること。
 - (1) 被保険自動車の所有者
 - (2) 被保険自動車の契約の保険証券記載の被保険者(以下「記名被保険者」といいます。)またはその配偶者
 - (3) 被保険自動車の契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
2. 車両入替後の自動車の用途車種が被保険自動車の用途車種と同一であること。

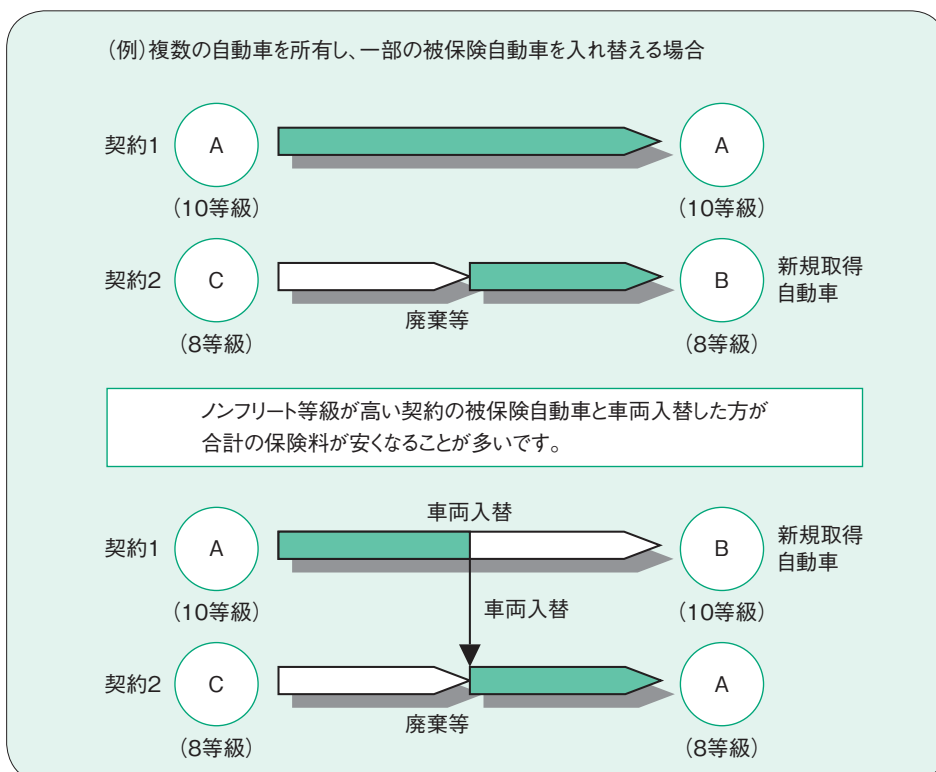
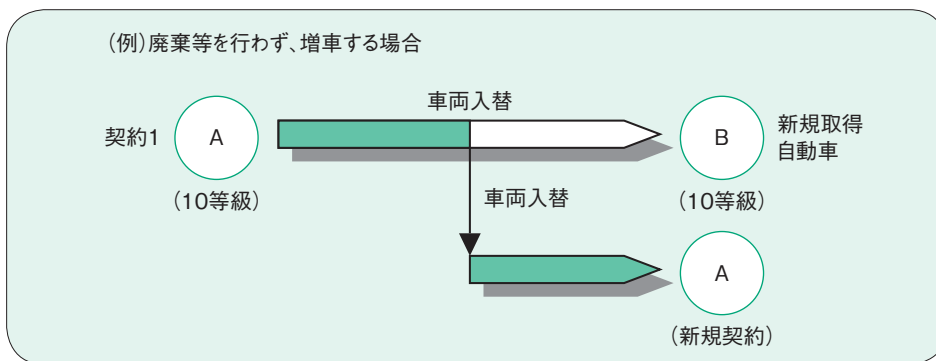
ただし、以下の例のとおり、自家用8車種については、同一の用途車種とみなして車両入替ができます。



〈例〉



◆新たに自動車を購入したうえで、現在使用している自動車についても廃車等を行わずに使い続ける場合、要件を満たせば、引き続き所有する自動車と新たに購入した自動車の車両入替を行うことができます。この場合、引き続き所有する自動車は、新規契約として加入することになります。



共通



くるまの保険



すまいの保険

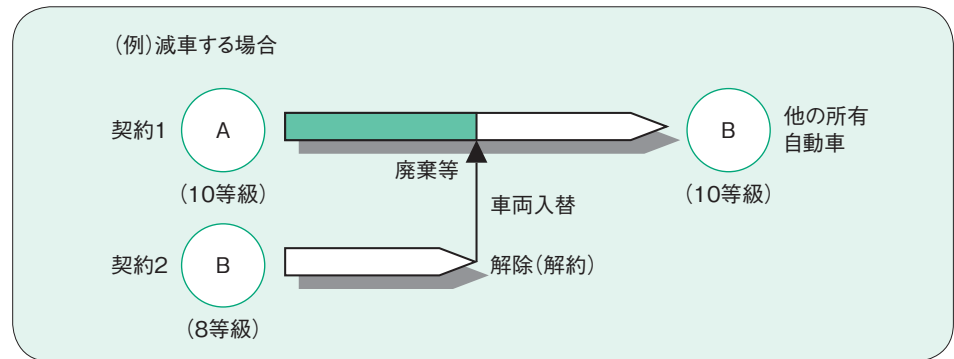


からだの保険・他



資料

- ◆被保険自動車の廃棄等を行う際に、所有するその他の自動車と車両入替を行うこともできます。また、入れ替えるべき自動車がない場合には、「中断特則」の制度を利用すれば、一定期間内に限り、解除（解約）した契約の等級を継承することができます（「問23」123ページ参照）。



- ◆車両入替の手続きを行うための条件を満たしていない場合は、現在の契約を解除（解約）して、新たな自動車保険を契約することになります。この場合には、従前の被保険自動車に適用されている契約内容を引き継ぐことはできません。
- ◆また、車両入替の手続きを失念した場合において、更新契約の開始日時点までに変更の申し出があれば、車両入替が可能なケースがありますが、手続きを行う前に新規取得自動車に生じた事故による損害や傷害に対しては、保険金は支払われません。
- ◆なお、保険期間の途中で、被保険自動車を他人に譲渡すること（車両の譲渡）がありますが、この場合にも被保険自動車に適用されていた自動車保険の普通保険約款および特約に関する権利・義務は、自動的に譲受人に移転しませんので、注意が必要です。
車両を譲渡する場合、書面により保険契約上の権利・義務を譲受人に譲渡する旨を通知し、保険会社がこれを承認すれば、契約の権利・義務を移転させることができます。この手続きを行わなかったときには、譲渡後の被保険自動車に生じた事故による損害や傷害に対して保険金が支払われないことになります。

問25 交通事故を起こしてしまった場合、どのようなことをすればよいのですか。

答え >>> まず落ち着いて、被害者の救護や警察への届出などの事故現場での対応を行い、その後、事故状況を直ちに保険会社または代理店に連絡してください。

◆万が一の場合に事故を起こしてしまったときには、まず落ち着いて、次のことをしてください。

- ①被害者の救護と道路上の危険除去(注)
- ②警察への届出(人身事故、物損事故どちらの場合も直ちに届出をしてください。)(「問26」130ページ参照)
- ③相手方の住所、氏名、勤務先、電話番号などの確認
- ④目撃者がある場合は、その人の住所、氏名の確認、証言依頼
- ⑤事故状況のメモの作成

注 道路交通法 第72条(交通事故の場合の措置)
 交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。
 (第2項以下略)
 (罰則あり。第1項前段については第117条第1項、同条第2項、第117条の5第1号 第1項後段については第119条第1項第10号)

◆事故現場での対応がひと通り終わったら、事故の状況を直ちに自動車保険(任意保険)を契約している保険会社または代理店に連絡してください。

※自賠責保険のみ契約している場合は契約している保険会社に連絡し、請求書類を取り寄せてください。

◆自動車を修理するときには、必ず事前に保険会社に連絡してください。

◆保険を使用する、または使用する可能性がある場合は、当事者同士での示談や約束は行わず、必ず保険会社に相談してください。保険会社の承認なく示談や約束をした場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。



問26

被害が軽微な交通事故の場合でも、警察に届けないといけないのですか。

答え >>>

保険金請求に際しては、交通事故証明書が必要となりますので、交通事故における運転者は警察へ事故の報告義務があるため、軽微な事故でも警察への届出を行ってください。交通事故証明書があれば、保険金請求をスムーズに行うことができます。

- ◆交通事故における運転者は、道路交通法に基づき、警察へ事故の報告義務(注)がありますので、軽微な事故でも警察への届出は必要になります。警察官の立会で現場の状況が確認され、人身事故の場合は「実況見分調書」として記録に残ります。また、警察に事故の報告をしないと、交通事故証明書が自動車安全運転センターから交付されません。
なお、被害者からの届出(特に人身事故の場合は「人身扱い」の届出)も行う必要があることを忘れないことが大切です。

注 道路交通法 第72条(交通事故の場合の措置)

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

(第2項以下略)

(罰則あり。第1項前段については第117条第1項、同条第2項、第117条の5第1号 第1項後段については第119条第1項第10号)

- ◆なお、交通事故証明書の申請方法は、自動車安全運転センターで取り扱っており、郵便振替による申請、同センター事務所の窓口での申請、センターのウェブサイトからの申請があります。申請用紙は同センターのほか、警察署、交番、駐在所などにも備え付けてあります。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

問27

交通事故を起こしたときの
加害者の責任について
教えてください。

答え >>>

加害者は、刑事上、行政上、民事上の責任とともに、道義的責任があります。損害賠償責任は、民事上の責任に基づくものです。

◆交通事故で他人に損害を与えた場合には、加害者は法律上、次の3つの責任を負います。

- ①刑事上の責任：罰金・禁錮等の刑事処分を受けること
- ②行政上の責任：運転免許の停止・取消し等の行政処分を受けること
- ③民事上の責任：被害者に対する損害を賠償すること

その他に、法令に基づく責任ではありませんが、加害者が被害者を見舞い、誠実に謝罪するという、④道義的責任があります。

◆交通事故を起こしたときの被害者に対する加害者の損害賠償責任は、これらの責任のうちの民事上の責任に基づくもので、自賠責保険や自動車保険の賠償責任保険は、万が一の場合に自動車交通事故の加害者となり、損害賠償責任を負うことになったときに備えるためのものです。

◆一般的に損害賠償責任は、民法第709条(注1)に基づき不法行為による被害者の損害について加害者が負うこととなりますが、この場合には、加害者に故意や過失があったこと、加害行為と被害者の損害の間に因果関係があったことなどを被害者が立証しなければなりません。

注1 民法第709条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

◆人身事故の場合については、自動車損害賠償保障法(自賠法)において、加害者の賠償資力を確保して被害者救済を図るために、自動車の保有者に自賠責保険の契約を義務付けています(注2)。

注2 自動車損害賠償保障法 第5条(責任保険又は責任共済の契約の締結強制)

自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任保険(以下「責任保険」という。)又は自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

◆自賠法では、第3条(注3)において、被害者救済の観点から、運行供用者(加害者)が次の3点すべてについて証明できない場合には損害賠償責任を負うと定め、加害者に無過失責任(過失がなくても責任を負うこと)に近い責任を負わせている点に特徴があります。

- ①自己および運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと
- ②被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと
- ③自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと

注3 自動車損害賠償保障法 第3条(自動車損害賠償責任)
自己のために自動車を運行(※)の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでない。

※ 自動車の運行とは、人または物を運送するとしなない関わらず、自動車を当該装置の用い方に従って用いることをいいます(自賠法第2条)。通常の走行のほか、ドアの開閉、クレーン車のクレーンの上下、ダンプカーの荷台の上下などを含みます。

◆自賠責保険は、他人の生命・身体に係る損害賠償責任に備えるためのものですが、支払限度額があることから、その限度額を超える損害については保険金が支払われません。そのような損害をカバーするには任意の自動車保険を契約する必要があります。

◆物損事故の場合については、加害者が他人の財物に損害を与えたときに、民法第709条に基づき損害賠償責任を負うこととなります。

◆任意の自動車保険では、対人・対物賠償ごとに保険金額を無制限にすることもできますので、万が一の場合に高額な損害賠償責任を負ったときにも備えることができます。



問28 過失割合とは、 どのようなことをいうのですか。

答え >>> 加害者側、被害者側の双方に責任がある場合に、それぞれが負担すべき損害賠償責任の割合のことをいいます。

◆ 交通事故では、双方に責任があることが少なくありません。損害賠償額を決定する際において重要になるのが過失割合です。この過失割合は、加害者・被害者が負担すべき損害賠償責任の割合のことを指します。

◆ 民法第722条第2項(注)により、当事者間における損害額の公平負担の見地から、損害の発生・拡大について被害者にも過失がある場合には、その割合だけ損害賠償額が差し引かれることとなります。これを過失相殺といいます。

注 民法 第722条(損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺)
 1 (略)
 2 被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

◆ 交通事故は事故形態がある程度定型化しており、過去の判例が蓄積されています。この判例に照らして、その事故の状況などを勘案のうえ、過失割合が決定されます。

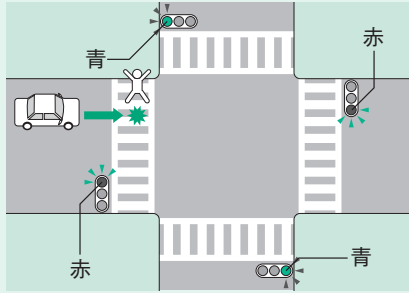
〈交通事故の過失割合の判例〉

	事故の状況		被害者の過失割合
	加害者(車)	被害者	
イ	横断歩道を赤信号で進入し衝突	歩行者が横断歩道を青信号で横断し衝突	0%
ロ	横断歩道を黄色信号で進入右左折し衝突	歩行者が横断歩道を信号点減時横断し衝突	20%
ハ	赤信号で交差点内に進入し衝突	バイクが赤信号で交差点内に進入し衝突	40%

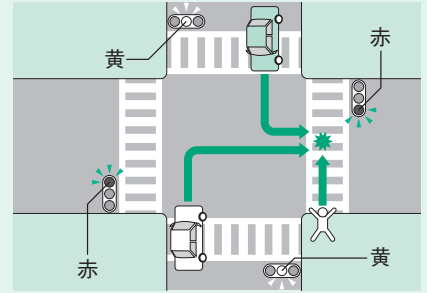
※ 事故の状況により加算・減算があります。



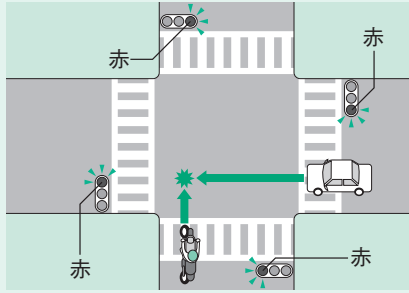
イ. 歩行者が青で横断開始、車が赤で横断歩道を通る(過失割合: 0%)



ロ. 歩行者が点滅時に横断開始、車が黄で横断歩道に進入右左折(過失割合: 20%)



ハ. 進入者同士が両者とも赤で交差点内に進入して衝突(過失割合: 40%)



●参考文献: 東京地裁民事交通訴訟研究会編『民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準』全訂五版 別冊 判例タイムズ第38号(判例タイムズ社(2014年発行)) 66ページ、82ページ、316ページ

◆自賠責保険では、被害者保護に重点を置いているため、民法第722条第2項に基づく「過失相殺」がそのまま適用されるのではなく、被害者に重大な過失があった場合のみ減額されることになっています。これを「重過失減額」といい、被害者に7割以上の過失がない場合には減額されることはありません(「問35」144ページ参照)。

問29 逸失利益とは、 どのようなことをいうのですか。

答え >>> 逸失利益とは、事故がなければ得られたはずの将来の利益のことをいいます。

- ◆交通事故(人身事故)の損害賠償額は、「治療費」や「休業損害」などの損害費目ごとに算出しますが、その一つに、被害者が死亡した場合、または後遺障害を負った場合における「逸失利益」があります。「逸失利益」とは、その被害者において事故がなければ得られたはずの将来の利益のことをいいます。
- ◆逸失利益は、基本的には将来の収入を現在に割り戻して算出します。なお、死亡の場合は、収入から生活費相当分を差し引きます。例えば、次のように計算します。

死亡の場合	<p>将来の収入を一時金として受け取るので、中間利息(現在の価値に換算する際の利息分)を差し引くことになります。</p> $(\text{収入額} - \text{被害者本人の生活費}) \times \text{就労可能年数に対応する中間利息控除の係数(ライプニッツ係数)}$ <p>【計算例】 36歳で年収500万円の方が死亡した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活費：収入額の35% ●就労可能年数(31年)に対する中間利息控除の係数(ライプニッツ係数) 20.000 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">逸失利益 6,500万円</div>
後遺障害の場合	<p>生活費は実際にかかるので差し引かず、障害の程度、年齢、職業などに応じた労働能力喪失率を乗じます。</p> $\text{収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{就労可能年数に対応する中間利息控除の係数(ライプニッツ係数)}$ <p>【計算例】 36歳で年収500万円の方に後遺障害(労働能力喪失率67%)が残った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就労可能年数(31年)に対応する中間利息控除の係数(ライプニッツ係数) 20.000 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">逸失利益 6,700万円</div>

※ 計算例を示したものであり、用いる数字は個々の事案によって異なります。
 ※ 2020年4月1日以降に発生した事故の例です。

問30 交通事故の損害賠償請求は、誰が誰に対して行うのですか。

答え >>> 被害者などの賠償請求権者が、加害者などの賠償義務者に対して請求します。

◆交通事故の損害賠償を請求できる人(賠償請求権者)は、次のとおりです。

被害者	自分の受けた経済的損害の賠償と慰謝料(精神的損害の賠償)を請求できます。
相続人	被害者が死亡した場合、損害賠償請求権は、次の順位で相続され、相続人が請求できます。死亡者に配偶者がいるときは、その配偶者は常に相続人となります。 ①子(胎児を含む。)などの直系卑属 ※子が相続前に死亡しているときは孫が対象 ②父母などの直系尊属 ※父母が相続前に死亡しているときは祖父母が対象 ③兄弟姉妹またはその子
配偶者・子・父母	被害者が死亡した場合、配偶者・子・父母は、相続による損害賠償請求のほかそれぞれ自分自身の慰謝料を請求できます(民法第711条)。

※ 死亡事故で請求権者が複数いる場合は、1人を代表請求者として、代表請求者に委任します。

◆交通事故の損害賠償を請求する相手(賠償義務者)は、次のとおりです。

加害者	故意または過失により他人の身体に傷害を負わせたり他人の財物を損壊した運転者はその損害について賠償しなければいけません。
雇い主	従業員が業務で運転中に第三者に損害を与えた場合は、原則としてその雇い主は使用者として賠償責任(使用者責任)を負うことになります。この場合、雇い主にも損害賠償を請求できます。
運行供用者	運行供用者とは、車を思いどおりに使える状況にあり、その運行で利益を得る人のことをいい、車の所有者はもちろん、車の借主(場合によっては車の貸主、名義貸人など)、雇い主等がこれにあたります。運行供用者は、仮に直接自分が起こした事故でなくても賠償責任を負うことになります。
未成年者の親	①子が親の車を乗り回して事故を起こした場合は、一般に、親は運行供用者として、賠償責任を負うことになります。 ②子が責任能力のない未成年者(小学校卒業程度の12歳前後が基準)である場合は、親は監督者責任によって賠償責任を負うことになります。 ③子が責任能力のある未成年者である場合は、通常、親は責任を負いませんが、監督義務の点から、親に賠償を請求できるという考え方もあります。

問31 損害賠償額はどのように決定されるのですか。

答え >>>

種々の損害額の積み上げによって総損害額が算出され、ほとんどの場合が当事者間の話し合いによる示談で決定されています。

- ◆人身事故の損害賠償額には、治療関係費（入院料、投薬料、看護料等）、休業損害（傷害の場合）、逸失利益（死亡・後遺障害の場合）、葬儀費（死亡の場合）、慰謝料などがあります。
一方、物損事故の損害賠償額には、自動車や家屋の修理費などがあります。いずれの場合も、損害費目ごとの損害額の積み上げによって総損害額が算出されます。
- ◆損害費目ごとの損害額の積み上げによって総損害額が算出されたとしても、その総損害額が妥当なものか、過失割合によりどうなるのか、支払方法はどうするのかなどについて、被害者と加害者の双方が合意しなければ損害賠償額が確定しませんので、損害賠償額（保険金）は支払われません。
- ◆一般的には、加害者から保険会社に申し出があり、かつ、相手（被害者）の同意があれば、示談交渉から事故の解決までを保険会社が行います。これを「示談交渉サービス」といいます。ただし、保険種類や契約内容によっては、示談交渉サービスがない場合がありますので、保険会社または代理店に確認しておくことが必要です（示談交渉サービスについては、「問10」95ページ参照）。なお、相手（加害者）からの賠償金の受取りに関しては示談交渉サービスを使用することが出来ません。
- ◆ほとんどの場合は、当事者間の話し合いによる示談で損害賠償額が決定されています。示談が成立すると、特別の事情がない限り、示談内容を変更・取消することはできないため、よく検討して示談の手続きをする必要があります。

問32 当事者同士で示談する場合、 どのようなことに 注意する必要がありますか。

答え >>> 前提となる事実関係をお互いに確認すること
や示談書を必ず作成しておくことなどが必要
です。

◆当事者間で交渉のうえ示談をする場合には、次のことに注意する必要があります。

- ①前提となる事実関係をお互いにはっきりと確認し合うこと
- ②相手方の本人確認をすること
- ③示談の条件を明確にすること
- ④示談書を必ず作成しておくこと など

◆示談書の形式は自由ですが、保険会社が作成している書式を利用することもできます。

なお、示談書の作成に際しては、次の点に注意する必要があります。

- ①当事者名、事故発生日時・場所、加害車両の登録番号、事故の状況、示談内容・支払方法、作成年月日、署名・捺印は必須となります。これらの項目がないと、あとで問題となる可能性があります。
- ②示談書には、「今後、この件についてはいっさい請求しない。」という意味の権利放棄条項を盛り込むのが一般的です。したがって、損害額の見通しも十分立たないうちに示談すると、後日、請求できなくなるなどトラブルのもとになります。
- ③示談後の後遺障害について心配がある場合は、「今後、本件による後遺障害が生じたときは改めて協議する。」という権利留保条項を示談書の中に盛り込んでおきます。

◆交通事故を悪用する示談介入者によって、被害者の本来受取るべき保険金などをもち逃げされたり、高額な金銭を手数料として不当に請求されたりすることがあります。交通事故などの民事事件に暴力団などが介入してきたときは、すぐに警察や弁護士に相談してください。

◆正当な資格を持たない者が示談交渉に介入し報酬を得ることは、弁護士法(注)により禁止されています。なお、保険会社の行う示談交渉は、自社の



利害関係のための法律事務(被保険者=被害者の損害賠償責任額は、保険金額の範囲内で、保険会社に直接利害を及ぼすもの)であり、かつ報酬を得る目的で他人の法律事務を処理するものではないことから、弁護士法には抵触しないとされています。

注 弁護士法 第72条(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

問33

自賠責保険の損害調査は、
どのように行われるのですか。

答え >>>

損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所が調査し、その結果に基づいて各保険会社が保険金(損害賠償額)を決定のうえ支払います。

- ◆自賠責保険では、数多くの請求に迅速かつ公正に対応するため、各保険会社の窓口で受け付けられた請求は、すべて損害保険料率算出機構(以下「機構」といいます。)(注)の自賠責損害調査事務所が調査し、その結果に基づいて最終的に各保険会社が保険金(損害賠償額)を決定のうえ、支払います。

注「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく団体で、その事業の一環として、機構の自賠責損害調査センターにおいて、全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置し、自賠責保険(共済)の損害調査を行っています。

- ◆保険金(損害賠償額)の支払いまでの具体的な事務の流れは、次のとおりです。
- ①請求者は、必要な請求書類を保険会社に提出します。
 - ②保険会社は、書類を点検したうえで、機構の自賠責損害調査事務所に損害調査を依頼します。
 - ③自賠責損害調査事務所は、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払いの的確性(自賠責保険の支払対象となる事故かどうか、また死亡・傷害と事故との因果関係など)および発生した損害の額などを公正かつ中立な立場で調査し、その結果を保険会社に報告します。なお、請求書類の内容だけでは事故に関する事実確認ができないものについては、事故当事者や病院への照会、事故現場の調査など必要な調査を行います。
 - ④保険会社は、自賠責損害調査事務所からの報告に基づき、支払額を決定し、請求者に支払います。なお、仮渡金の支払いがあった場合は、その分を差し引いて支払います。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料



メモ



保険会社の情報提供

○自賠責保険の保険金などが適正に支払われているか否かを、支払いを請求する被害者または加害者などが自ら判断するためには、保険金などの支払いに係る必要な情報を入手できることが必要です。このため、自賠法では、次のような情報提供が保険会社に義務付けられています。

- ①保険金などの請求があった場合に、支払基準の概要などを請求者に交付すること
- ②保険金などの支払いに際し、支払った金額、後遺障害の等級やその認定理由などの事項を記載した書面を交付すること
- ③保険金などを支払わなかった場合に、その理由を書面で交付すること



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

問34 自賠責保険では、被害者から保険会社に損害賠償額の請求が直接できると聞きましたが、本当ですか。

答え >>> 通常は被害者が加害者に請求しますが、被害者から保険会社に請求することもできます。

◆自賠責保険では、加害者側との示談交渉が円滑に進まないような場合などにおいて、被害者が加害者の契約している保険会社に直接損害賠償額を請求することもできます。これを「被害者請求」といいます。

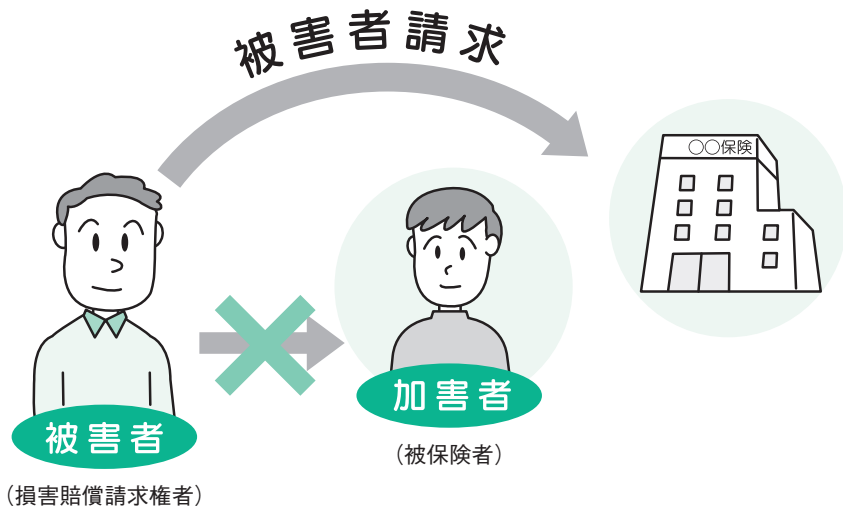
◆自賠責保険は、被害者救済を目的とする保険であるため、被害者にも自賠法第16条(注1)により、保険会社に直接、損害賠償額を請求できる権利を与えています。

ただし、自賠責保険から支払われた損害額分は、加害者へ二重に請求することはできません。

注1 自動車損害賠償保障法 第16条(保険会社に対する損害賠償額の請求)
第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

◆被害者請求をすることができる人は、原則として傷害・後遺障害の場合は被害者本人、死亡の場合は被害者の法定相続人となります。

◆当座の治療費などを賄うための費用についても、被害者請求をすることができます。



「被害者の請求権」に関する関連項目の索引

▶ 共通	51ページ
▶ 共通	52ページ
▶ くるまの保険	76ページ
▶ くるまの保険	78ページ
▶ くるまの保険	91ページ
▶ からだの保険・他	278ページ

問35

自賠責保険では、被害者に過失があっても、損害賠償額は過失相殺の適用がないと聞きましたが、本当ですか。

答え >>>

被害者保護の観点から、被害者に重大な過失がある場合についてのみ、損害賠償額が減額される制度となっています。

- ◆自賠責保険では、被害者保護を目的としているため、一般の民事損害賠償と同様の過失相殺は厳格に適用されません。被害者に重大な過失がある場合に限って、その過失の程度に応じて損害賠償額が減額されます(注)。

注 自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準(2001年金融庁、国土交通省告示第1号)

第6 減額

1 重大な過失による減額

被害者に重大な過失がある場合は、次に掲げる表のとおり、積算した損害額が保険金額に満たない場合には積算した損害額から、保険金額以上となる場合には保険金額から減額を行う。ただし、傷害による損害額(後遺障害及び死亡に至る場合を除く。)が20万円未満の場合はその額とし、減額により20万円以下となる場合は20万円とする。

減額適用上の被害者の過失割合	減額割合	
	後遺障害又は死亡に係るもの	傷害に係るもの
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満	3割減額	
9割以上10割未満	5割減額	

2 (以下略)

問36

自賠責保険では、損害賠償額が確定していなくても、当座の治療費を支払ってくれると聞きましたが、本当ですか。

答え >>> 損害賠償額が確定していなくても、保険金の請求ができます。

◆自賠責保険では、治療費や休業損害等の損害賠償額が最終的に確定していなくても、すでに発生している費用等があれば、保険金の請求をすることができます。なお、治療費や休業損害等を請求する場合には、すでに費用や損害が発生しているという立証資料を提出する必要があります。加害者がすでに被害者にそれらの金額を支払っていれば、加害者から保険会社に請求することになります。

◆また、上記以外に仮渡金制度があります。

仮渡金	治療費など当座の費用として、総損害額が確定前であっても仮渡金の請求ができます。被害者側が加害者の契約している保険会社に請求すれば、次の金額が支払われます。なお、加害者側からは請求できません。 ①死亡の場合…290万円 ②傷害の場合…その程度に応じて、40万円・20万円・5万円の3段階に分かれています。
-----	---



既往症がある場合などの取扱い

- 被害者に既往症があり、それが損害の発生や拡大に影響を及ぼしている場合には、損害の負担の公平性の観点から、その既往症が自動車事故による損害に及ぼす程度に応じて保険金を調整します。
- なお、自賠責保険では、受傷と死亡または後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合は、それぞれ減額を行うという取扱いになっています(注1)。
また、後遺障害の場合、すでに障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を重くしたときは、その後遺障害等級の保険金額から既存の後遺障害等級の保険金額を控除した保険金額が限度となります(注2)。

注1 自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準(2001年金融庁、国土交通省告示第1号)

第6 減額

- 2 受傷と死亡又は後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合の減額
被害者が既往症等を有していたため、死因又は後遺障害発生原因が明らかでない場合等受傷と死亡との間及び受傷と後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合は、死亡による損害及び後遺障害による損害について、積算した損害額が保険金額に満たない場合には積算した損害額から、保険金額以上となる場合には保険金額から5割の減額を行う。

注2 自動車損害賠償保障法施行令 第2条(保険金額)

- 2 法第13条第1項の保険金額は、既に後遺障害のある者が傷害を受けたことによつて同一部位について後遺障害の程度を加重した場合における当該後遺障害による損害については、当該後遺障害の該当する別表第1又は別表第2に定める等級に依るこれらの表に定める金額から、既にあった後遺障害の該当するこれらの表に定める等級に依るこれらの表に定める金額を控除した金額とする。

問37

交通事故でケガをした場合、健康保険や労災保険などの社会保険を利用することは可能ですか。

答え >>>

可能です。業務中や通勤途中の事故であれば労災保険、それ以外の事故であれば健康保険などの社会保険から給付を受けることができます。

- ◆交通事故でケガをした場合には、業務中や通勤途中の事故であれば労災保険、それ以外の事故であれば健康保険などの社会保険から給付を受けることができます。
- ◆健康保険や労災保険などの社会保険を利用した場合は、以下のようなメリットがあります。
 1. 被害者にも過失がある場合、被害者は過失相当部分の治療費を自己負担しなければなりません。健康保険を利用すれば被害者の負担が軽くなります。
 2. 健康保険を利用すると自由診療（健康保険を使わない治療）に比べて治療費が安くすむこともあります。自賠責保険しか使えない場合、ケガによる損害の限度額は120万円であることから、健康保険を利用して治療費を抑えることにより、休業補償や慰謝料などに充てられる可能性があります。
 3. 事故により仕事を休業した場合、労災保険から通常の休業補償だけでなく、被害者の社会復帰促進等の目的から、休業に伴う特別支給金が給付されます。そのため、労災保険が使用できる場合は、労災保険を使用のうえ加害者から賠償を受けたほうが、一般的に手厚い補償となります。
- ◆なお、健康保険や労災保険から医療機関に支払われた治療費などは、後日、健康保険組合などから過失割合に応じて加害者（または加害者側の保険会社）に求償されることになるので、被害者は第三者行為の届出を健康保険組合などへ提出しておく必要があります。不明な点などは、加入している健康保険組合などに照会してください。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料



問38

交通事故による休業を証明するには、どのようにすればよいのですか。

答え >>>

給与所得者や事業所得者は、必要な書類を保険会社に提出してください。

- ◆給与所得者（パート、アルバイトを含む。）であるか事業所得者であるかを問わず、交通事故で休業し、現実に収入の減少があったことが確認されれば、休業損害が支払われます。
- ◆給与所得者については、休業損害証明書や源泉徴収票が必要になります。自営業者などの事業所得者については、確定申告書の控などの立証資料の提出が必要になります。特別な事情で源泉徴収票などの提出が不可能である場合には、保険会社または代理店に問い合わせてください。

【休業損害認定に必要な書類】

所得者の区分	休業を証明する書面
給与所得者	・給与所得者の勤務先の事業主が発行する休業損害証明書（源泉徴収票添付）
自由業者、自営業者、農林漁業者などの事業所得者	・確定申告書の控 ・税務署、市区町村の発行する納税証明書 ・所得額の記載された課税証明書

問39

ひき逃げの場合の
被害者の補償は
どうなっているのですか。

答え >>>

政府の保障事業に申請することにより、法令で定める限度額内で補償されます。

- ◆ひき逃げで加害者が不明な場合は、加害者からも自賠責からも補償を受けられません。また加害者の車に自賠責保険が締結されていない場合（無保険車）、または盗難車（保有者の管理責任が問われない場合）による交通事故で死傷した場合の被害者は、自賠責保険への請求ができないため、加害者側自身が賠償しなければ補償を受けられないこととなります。そのため、このような場合には自賠法第72条（注）により、被害者は政府の保障事業に対し請求ができるようになっています。

注 自動車損害賠償保障法 第72条（業務）

政府は、自動車の運行によって生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第3条の規定による損害賠償の請求をすることができないときは、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者が、第3条の規定によって損害賠償の責に任ずる場合（その責任が第10条に規定する自動車の運行によって生ずる場合を除く。）も、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。

- ◆政府の保障事業は、国が加害者にかわって被害者が受けた損害を補償する制度です。政府の保障事業への請求は、保険会社などで受付けています。なお、この制度は人身事故に対する損害を対象としており、物損事故の損害は対象となりません。
- ◆支払限度額は自賠責保険と同じですが、以下の点が異なります。
 1. 請求できるのは被害者側のみとなります。加害者からは請求できません。
 2. 健康保険や労災保険などの社会保険による給付が受けられる場合は、その金額は差し引いて支払われます。
 3. 政府は保障事業として被害者に支払った金額について加害者に求償を行います。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他

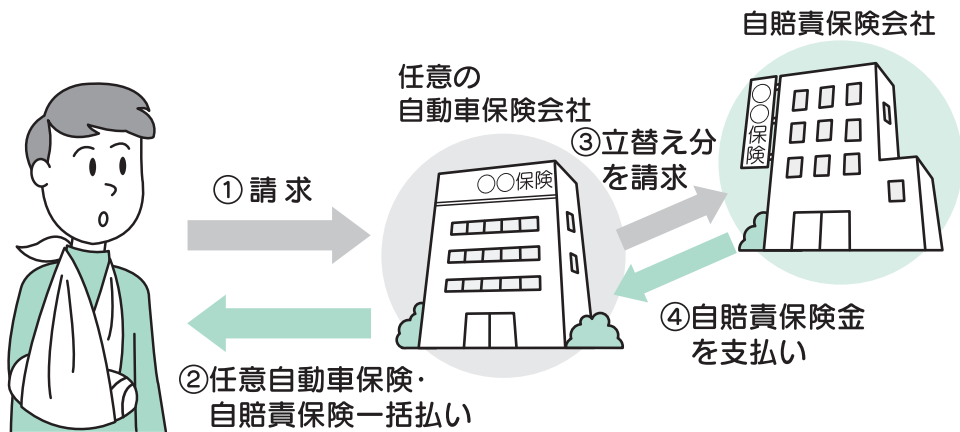


資料

問40 自賠責保険と任意の自動車保険の双方に保険金を請求したいのですが、それぞれに保険金請求の手続きをしなければいけませんか。

答え >>> 任意の自動車保険の保険会社が自賠責保険を含めて一括して保険金を支払う一括払いを利用することができます。

- ◆ 一回の事故で、自賠責保険と任意の自動車保険との双方に、別々に保険金を請求するのは被害者の利便性を阻害してしまうなどの理由により、任意の自動車保険の保険会社に請求すれば、自賠責保険部分も含めて一括して保険金が支払われるようになっています。この任意自動車保険・自賠責保険一括払いによって、被害者としては各々に請求する手間が省けることとなります。
- ◆ 一括払いでは、任意の自動車保険の保険会社が自賠責保険金を含めて一括して保険金を支払い、その後、立て替えた自賠責保険部分を、自賠責保険の保険会社から回収することとなります。このような仕組みによって、自賠責保険と任意の自動車保険の保険会社が異なっても保険金を一括して支払うことができるようになっています。





問41

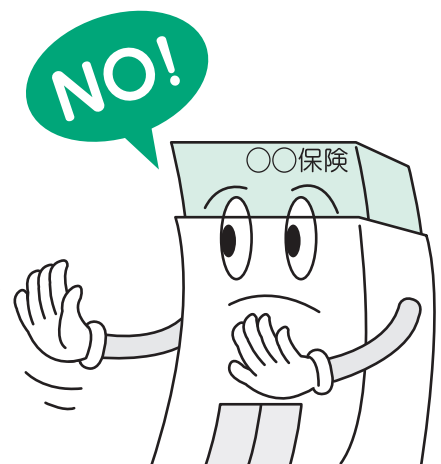
交通事故の相手方から病院の個室料を請求されましたが、自動車保険の保険金で支払ってもらえますか。

答え >>>

個室の使用が治療上必要であると認められる場合など、特別な事情がなければ保険金支払いの対象にはなりません。

- ◆交通事故により治療を要する場合、損害賠償の対象になるのは事故との相当因果関係のあるものに限定されます。個室の使用が被害者からみて必要かつ妥当であったかどうかポイントになります。したがって、個室の使用が治療上必要であると認められる場合など、特別な事情がなければ保険金支払いの対象にはなりません。
- ◆そのほか、入院中の携帯テレビの購入費、見舞客に対する接待費、全快祝い費用、お見舞返しや香典返しなどの費用も通常は認められません。これらは被害者の好みや儀礼上の出費であり、損害に含めるのは妥当でないと考えられているからです。

被害者の好みや
儀礼上の出費



問42

治療が長引くと、治療費が支払われなくなる場合がありますでしょうか。

答え >>>

一般的に症状固定に至った後の治療費は支払い対象とはなりません。症状固定の時期については、被害者、医師、保険会社による納得のいく話し合いが重要です。

◆傷病の回復・改善が治療により期待できない状態を「症状固定」といい、この状態と認められた時点で、保険会社から治療費の認定期間を終了する旨を連絡するのが一般的です。

それは、法律上の損害賠償責任に基づく治療費などの補償期間が、通常、ケガが治癒したとき、または「症状固定」といわれる状態に至ったときまでとされているからです。

なお、「症状固定」となっても、まだ痛みなどの不具合が残っている場合には、保険会社に対して後遺障害の認定申請を行い、後遺障害として認定されれば、その等級に応じた逸失利益（事故がなければ得られたはずの将来の利益）や後遺障害に対する慰謝料を加味した損害賠償金が支払われることとなります。

◆ケガの状況や回復の状況には個人差がありますので、「症状固定」の判断にあたっては、被害者、医師、保険会社において納得のいく、十分な話し合いが重要です。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料



問43

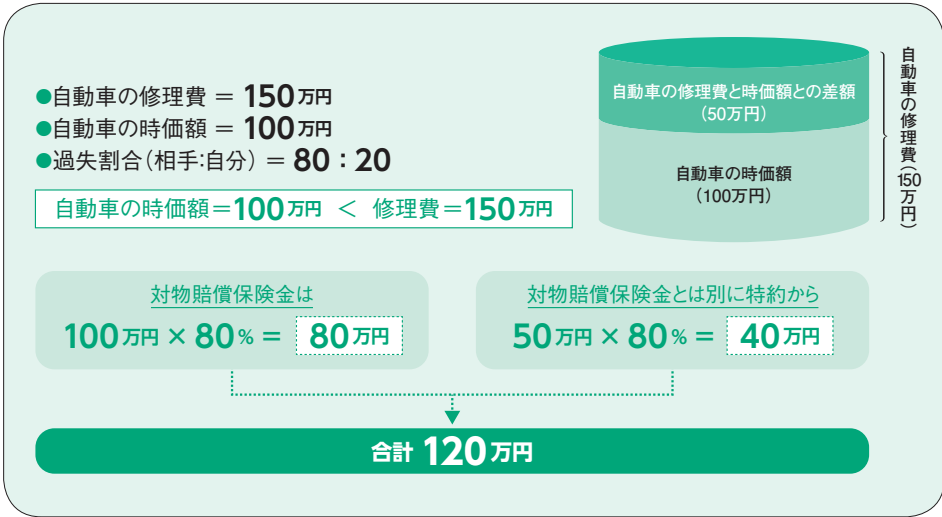
交通事故の加害者に、車の修理代の全額を損害賠償請求することはできますか。

答え >>>

損害賠償は、車の時価額が限度額となりますので、「修理代 ≤ 車の時価額」の場合は全額請求できますが、「修理代 > 車の時価額」の場合は全額を請求することはできません。

- ◆交通事故による車の修理代は、原則として加害者に損害賠償を請求することができますが、修理代が「事故発生時の車の時価額」を超えてしまった部分については、保険金は支払われません。
法的に「損害」として認定されるのは時価額が上限となるため、請求できる修理代も時価額が限度となります。
- ◆例えば、時価額が100万円の車で、修理費に150万円かかったとします。この場合、仮に新車価格が200万円であったとしても、法的には車の価値は時価額である100万円であるため、修理費のうち50万円分は「損害」として評価されません。このような場合には、自動車の修理費である150万円ではなく、自動車の時価額である100万円が損害賠償として請求できる上限額となります。
- ◆なお、時価額と修理費の差額を、一定額を限度（例えば50万円など）として補償する特約を扱っている会社もあります。修理費が時価額を超え、加害者がその差額を負担しなければ解決できない場合に備えて、加害者の対物賠償保険に対物差額修理費用補償特約等が付帯（セット）されていれば、上記の例では、損害として評価されなかった50万円を補償してもらえることとなります。
ただし、自分にも過失が発生している場合は、過失分を乗じた額が相手から支払われます。
例えば、上記の例で、過失割合が8：2（相手：自分）だった場合、相手の対物賠償保険では80万円（時価額の100万円の8割で80万円）が支払われ、相手の特約で40万円（損害として評価されなかった50万円の8割で40万円）が支払われることとなり、合計で120万円が支払われます。





格落ち損害

- 「格落ち損害」とは、事故により車両を修理したとしても、外見上も機能上も原状回復ができず、車両の価格あるいは評価が下がる場合の価格の減少損害をいいます。
- 現在では修理技術の発達により、ほとんどの場合、損傷した車両の原状回復が可能であり、格落ち損害が発生するケースは少なくなっています。



対物事故の場合の慰謝料

- 「慰謝料」とは、肉体的または精神的な苦痛がある場合の精神的な損害に対する補償です。判例上、対物事故の場合、精神的損害について慰謝料請求が認められた例はほとんどありません。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

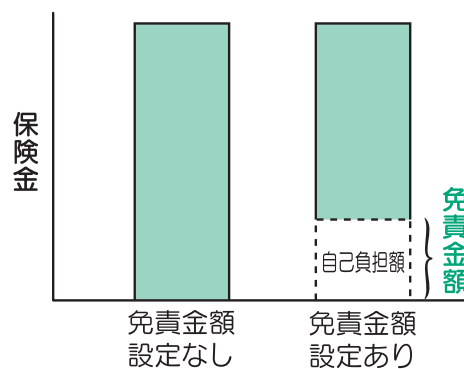
問44

対物賠償保険や車両保険などに免責金額(自己負担額)を設定していた場合、保険金はどのように支払われるのですか。

答え >>>

免責金額を設定していない場合に支払われる保険金から免責金額を差し引いた金額が支払われます。

- ◆対物賠償保険および車両保険などでは、契約者の保険料負担を軽減するため、免責金額を設定して契約する場合があります。
- ◆対物賠償保険では、免責金額を設定していない場合に支払われる保険金から、免責金額を差し引きした金額が保険金として支払われます。免責金額として差し引かれた金額は、加害者自らが相手方に賠償をする必要があります。
- ◆また、車両保険でも、免責金額を設定していない場合に支払われる保険金から、免責金額を差し引きした金額が保険金として支払われます。ただし、全損(ご契約のお車全体の滅失、修理費が保険価額を上回るなど)の場合は、免責金額を差し引かずに保険金が支払われます。



免責金額って自己負担額のことなのね…



問45

車両保険でエコノミー特約をセットしている場合、あて逃げによる損害に対して保険金が支払われないのはなぜですか。

答え >>>

エコノミー特約は相手自動車の確認が保険金の支払条件となっているため、あて逃げの損害に対する車両保険金は支払われません。

- ◆一般の車両保険は、あて逃げを含め、危険(リスク)の種類を問わずに保険金を支払いますが、エコノミー特約(「車両危険限定補償特約」など保険会社によって名称は異なります)を付帯(セット)した場合には、相手の自動車を確認可能な自動車同士の衝突・接触に限定されます。
- ◆このエコノミー特約を付帯(セット)することで、保険料が一般の車両保険と比較して安くなりますが、補償範囲が狭まることを十分認識する必要があります。
- ◆あて逃げは、自動車相互の衝突・接触ですが、相手自動車を確認できない状況です。
したがって、エコノミー特約を車両保険に付帯(セット)した場合は、衝突・接触した相手自動車を確認できなければ、保険金が支払われません。
- ◆なお、あて逃げされた後、警察の捜査などにより犯人が検挙され、相手自動車を確認できた場合は、保険金が支払われます。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料



問46

交通事故による自動車の修理期間中に代車を使用した費用は、相手方に損害賠償請求できますか。

答え >>>

事故により自動車が使えない期間中、やむを得ず代替りの自動車を借用した場合の費用は、損害賠償請求できます。

- ◆代車費用について、相手方に損害賠償を請求することができるのは、代車費用が不法行為責任における「損害」(注)にあたると認められる場合に限定されます。

注 民法 第709条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- ◆代車費用が損害として認められるのは、事故により自動車が使えない期間において、やむを得ず代替の自動車を借用したり、あるいは運賃を支払うなど実際に費用が生じた場合です。

1. 代車費用が認められた例

- ・自動車を利用して事業を営んでおり、他の所有自動車でカバーすることもできず、当該自動車が使用できなければ営業損害が発生する場合
- ・修理により使えなくなっている自動車が普段通勤に使用していたものであり、他に電車やバスなどの通勤手段がない場合

2. 代車費用が認められなかった例

- ・修理により使えなくなっている自動車が普段通勤に使用しているものであったが、他にも自動車を所有していた場合
- ・月に1度程度しか自動車に乗っていなかった場合

- ◆相手方からの損害賠償金だけでなく、被害者自身が契約している自動車保険で代車費用を補償できる場合もありますので、被害者側の保険会社に契約内容を確認する必要があります。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料

問47

車両盗難で保険金を受け取った後に盗難車が見つかった場合には、どうすればよいのですか。

答え >>>

一定期間内に見つかった場合であれば、保険金を返したうえで自動車の返還を受けることもできます。

- ◆自動車盗難の被害に遭い、車両保険金を請求した場合には、通常、全損として保険金が支払われます。保険金が支払われると、保険法第24条に基づき、その盗難車の所有権は保険会社に移転します(注1)。移転後は、保険会社は原則として当該盗難車を自由に使用したり処分したりすることができます。

注1 保険法 第24条(残存物代位)

保険者は、保険の目的物の全部が滅失した場合において、保険給付を行ったときは、当該保険給付の額の保険価額(約定保険価額があるときは、当該約定保険価額)に対する割合に応じて、当該保険の目的物に関して被保険者が有する所有権その他の物権について当然に被保険者に代位する。【片面的強行規定】

! 保険法

- ◆ただし、自動車盗難の場合には、保険金を支払った後にその盗難車が発見されることがあり、被保険者から盗難車の返還要求がなされる場合が想定されます。そこで、通常、保険金を支払った日の翌日から起算して約款に記載されている一定の日数以内(注2)に当該自動車が発見された場合には、被保険者が受け取った車両保険金の全額を保険会社に払い戻せば、当該盗難車の返還を受けることができます。

その場合、盗難車が発見されるまでの間に生じた損害があれば、その損害に対して保険金を請求することもできます。

そのため、契約している保険会社に契約内容をよく確認する必要があります。

(例)

注2 自動車保険普通保険約款 車両条項

第13条(盗難自動車の返還)

当会社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

※保険会社により約款は異なります。詳しくは保険会社または代理店にお問い合わせください。



問48

酒気帯び運転で交通事故を起こした場合には、保険金の支払いはどうなるのでしょうか。

答え >>>

酒気帯び運転者自身のケガや自動車の損害を補償する保険については、保険金が支払われませんが、被害者救済の観点から、他人のケガや自動車などの損害を補償する保険については保険金支払いの対象になります。

- ◆酒気帯び運転で交通事故を起こした場合、搭乗者傷害保険、自損事故保険、車両保険など、飲酒した運転者自身のケガや自動車を補償する保険については、保険金が支払われない旨が約款(注1)に規定されています。



(例)

注1 約款では以下のとおり規定されています。

○自動車保険普通保険約款 人身傷害条項

第3条(保険金を支払わない場合—その1)

(1)当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

②被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、酒に酔った状態(注1)もしくは身体に道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3(アルコールの程度)で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物(注2)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害

(注1) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。

○自動車保険普通保険約款 車両条項

第5条(保険金を支払わない場合—その3)

当社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、酒に酔った状態(注1)もしくは身体に道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3(アルコールの程度)で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物(注2)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注3)
 - ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主(注3)
 - ③ ①および②に定める者の法定代理人
 - ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
 - ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
- (注1) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
 (注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。
 (注3) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

※保険会社により約款は異なります。詳しくは保険会社または代理店にお問い合わせください。

◆例えば、酒気帯び運転で、単独で交通事故を起こしてケガをしてしまった場合は、自損事故条項における上記の約款の規定が該当するため保険金は支払われません。

◆一方、加害者が酒気帯び運転で交通事故を起こした場合、被害者救済の観点から、自賠責保険、または任意の自動車保険における対人賠償保険や対物賠償保険のように他人の損害を補償する保険については、保険金支払いの対象になります。

【酒気帯び運転事故における自動車保険の補償範囲について】

保険種類	補償範囲	補償の有無	
自賠責保険	法律によってすべての自動車とバイクに契約が義務付けられている強制保険です。自動車事故によって他人を死亡させたり、ケガを負わせたりした場合に一定額を補償します。	○	
任意の自動車保険(注2)	対人賠償保険	○	
	対物賠償保険	○	
	人身傷害保険	本人 ×	本人以外 ○
	搭乗者傷害保険	本人 ×	本人以外 ○
	無保険車傷害保険	本人 ×	本人以外 ○
	自損事故保険	×	
	車両保険	△ (注3)	

注2 任意の自動車保険は、各保険会社によって取扱いが異なる場合があります。

注3 基本的には補償されませんが、約款では特定の者の酒気帯び運転の場合に限定しているため、特定の者以外の者の飲酒運転の場合には保険金が支払われる場合もあります。ただしその場合、保険会社から酒気帯び運転者へ支払った保険金の額を求償します。

**自動車保険における保険金請求の際の
運転免許証のコピーの提出**

- 人身傷害保険、搭乗者傷害保険、無保険車傷害保険、自損事故保険、車両保険においては、被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約時に特定した自動車(「被保険自動車」といいます。)を運転している場合に生じた損害に対しては保険金を支払わない旨が約款で定められています。
そのため、保険金支払いの条件である運転資格を有しているかについて、保険会社が運転免許証で確認する場合があります。
- また、契約内容に運転者の年齢を限定する特約をつけた場合には、保険金の支払いのために運転者の年齢が条件を満たしているかどうかの確認を行う必要があります。そこで、通常、自動車の運転者は運転免許証を所持しているため、運転免許証に記載されている生年月日で条件を満たしているかどうかを確認することもあります。

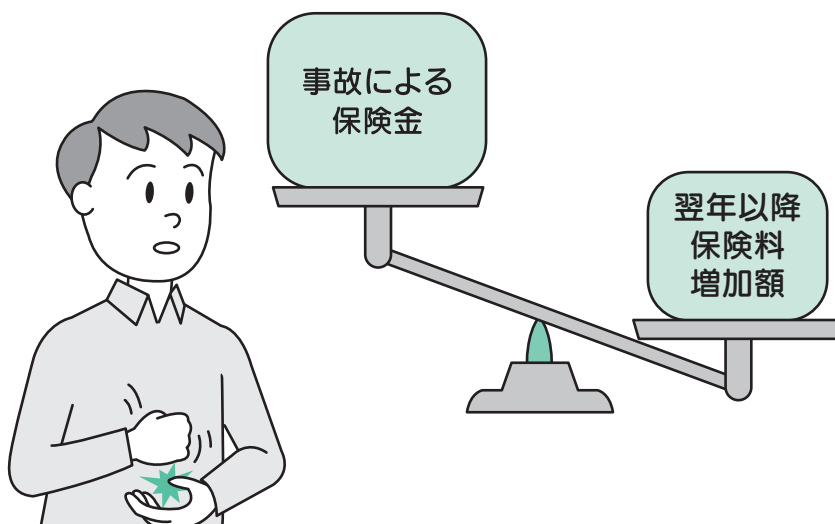
問49

交通事故を起こして、自分の自動車保険から少額の保険金を請求しようとしたところ、保険は利用しない方がよいといわれましたが、なぜですか。

答え >>>

受け取る少額の保険金の額より、翌年以降に支払う自動車保険の保険料の割増額の方が高くなる場合があるためです。

- ◆自動車保険では、前年における保険事故の有無や件数などにより、翌年の保険料の割増引率が決まる仕組み（ノンフリート契約者料率）を設けているのが一般的です（「問23」123ページ参照）。
- ◆この仕組みでは、事故により保険金が支払われた場合、翌年の自動車保険の等級が下がります。また、この等級ダウンに加え、事故を起こした契約者は、事故から3年間、同じ等級でも、低い割引率が適用となります。このため、翌年に契約者が支払う保険料が高くなります。
- ◆なお、この翌年以降の保険料増加額と保険事故に対して支払われる保険金の額を比較すると、保険料増加額の方が大きい場合があります。こうしたケースでは、保険事故による保険金を請求しない方が結果的に契約者の負担が少なくなることから、保険会社が保険金の請求を勧めないことがありますので、保険会社または代理店の説明をよく聞いて判断してください。





Handwriting practice area with horizontal lines and a dotted midline.



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



資料